【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年12月9日提出
【計算期間】	第38期(自 2019年3月12日至 2019年9月10日)
【ファンド名】	三菱ＵＦＪ　スタイルセレクト・グロースファンド 三菱ＵＦＪ　スタイルセレクト・バリューファンド 三菱ＵＦＪ　スタイルセレクト・ブレンドファンド ＢＷマネープールファンド
【発行者名】	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 松田　通
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤　晃
【連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

「三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・グロースファンド」
「三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・バリューファンド」
「三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・ブレンドファンド」
当ファンドは、信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。
「ＢＷマネープールファンド」
当ファンドは、安定した収益の確保を目的とした運用を行います。

信託金の限度額は、各ファンドについて、１兆円です。

＊委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。
当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表
「三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・グロースファンド」
「三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・バリューファンド」
「三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・ブレンドファンド」

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	ＭＭＦ	インデックス型
追加型	海外	債券	ＭＲＦ	特殊型（　　）
	内外	不動産投信	ＥＴＦ	
		その他資産（　　）		
		資産複合		

「ＢＷマネープールファンド」

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	ＭＭＦ	インデックス型
追加型	海外	債券	ＭＲＦ	特殊型（　　）
	内外	不動産投信	ＥＴＦ	
		その他資産（　　）		
		資産複合		

属性区分表
「三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・グロースファンド」

「三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・バリューファンド」
「三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・ブレンドファンド」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年１回	グローバル	ファミリーファンド	あり	日経２２５	ブル・ベア型
一般	年２回	日本		（　）		
大型株	年４回	北米			ＴＯＰＩＸ	条件付運用型
中小型株	年６回	欧州	ファンド・オブ・ファンズ	なし		
債券	（隔月）	アジア			その他	ロング・ショート型／絶対収益追求型
一般	年12回	オセアニア			（　）	
公債	（毎月）	中南米				
社債	日々	アフリカ				その他
その他債券	その他	中近東				（　）
クレジット	（　）	（中東）				
属性		エマージング				
（　）						
不動産投信						
その他資産（投資信託証券（株式　一般））						
資産複合（　）						

「ＢＷマネープールファンド」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年１回	グローバル	ファミリーファンド	あり	日経２２５	ブル・ベア型
一般	年２回	日本		（　）		
大型株	年４回	北米			ＴＯＰＩＸ	条件付運用型
中小型株	年６回	欧州	ファンド・オブ・ファンズ	なし		
債券	（隔月）	アジア			その他	ロング・ショート型／絶対収益追求型
一般	年12回	オセアニア			（　）	
公債	（毎月）	中南米				
社債	日々	アフリカ				その他
その他債券	その他	中近東				（　）
クレジット	（　）	（中東）				
属性		エマージング				
（　）						
不動産投信						
その他資産（　）						
資産複合（　）						

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。
※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	ＭＭＦ（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「ＭＭＦ等の運営に関する規則」に規定するＭＭＦをいいます。
	ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「ＭＭＦ等の運営に関する規則」に規定するＭＲＦをいいます。
	ＥＴＦ	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第１号および第２号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第９条の４の２に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（ＢＢＢ格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（ＢＢ格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年１回		信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年２回		信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年４回		信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年６回（隔月）		信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）		信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル		信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本		信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米		信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州		信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア		信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア		信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米		信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ		信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）		信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング		信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド		信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ		一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり		信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし		信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経２２５		信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。

	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

［ファンドの目的・特色］

ファンドの目的

「三菱UFJ スタイルセレクト・グロースファンド」
わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、“グロース”（企業の成長性）に着目した運用を行うことにより、株価純資産倍率の高い銘柄で構成されるRUSSELL/NOMURA Total Market Growth インデックスを上回る投資成果をめざします。

「三菱UFJ スタイルセレクト・バリューファンド」
わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、“バリュー”（株価の割安度）に着目した運用を行うことにより、株価純資産倍率の低い銘柄で構成されるRUSSELL/NOMURA Total Market Value インデックスを上回る投資成果をめざします。

「三菱UFJ スタイルセレクト・ブレンドファンド」
わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、“グロース”と“バリュー”の両観点からポートフォリオを構築することにより、わが国の株式の指標である東証株価指数（TOPIX）を上回る投資成果をめざします。

「BWマネープールファンド」
わが国の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目的とした運用を行います。

ファンドの特色

特色1 わが国の株式を投資対象とし、グロース株投資とバリュー株投資に着目し積極的な成長をめざします。

- 各ファンドの運用にあたりましては、それぞれ別の運用担当者が運用を行います。
  - ・三菱UFJ スタイルセレクト・グロースファンド（愛称「飛躍」）
  - ・三菱UFJ スタイルセレクト・バリューファンド（愛称「変革」）
  - ・三菱UFJ スタイルセレクト・ブレンドファンド（愛称「潮流」）
  - ・BWマネープールファンド

三菱UFJ スタイルセレクト・グロースファンド

① "グロース"(企業の成長性)に着目し、運用を行います。

② 銘柄選定にあたっては、企業の定性評価を重視します。
定性評価の判断では、企業が置かれている事業環境、競争力、マネジメント力などに着目します。
業績低迷企業であっても、将来の「成長」が期待できる銘柄は投資対象となります。

③ 企業訪問等を中心とするボトムアップ・アプローチ方式により銘柄選定を行います。
ファンドマネジャーおよび当社アナリストによる企業訪問調査結果をベースとします。

<銘柄選定のプロセス>

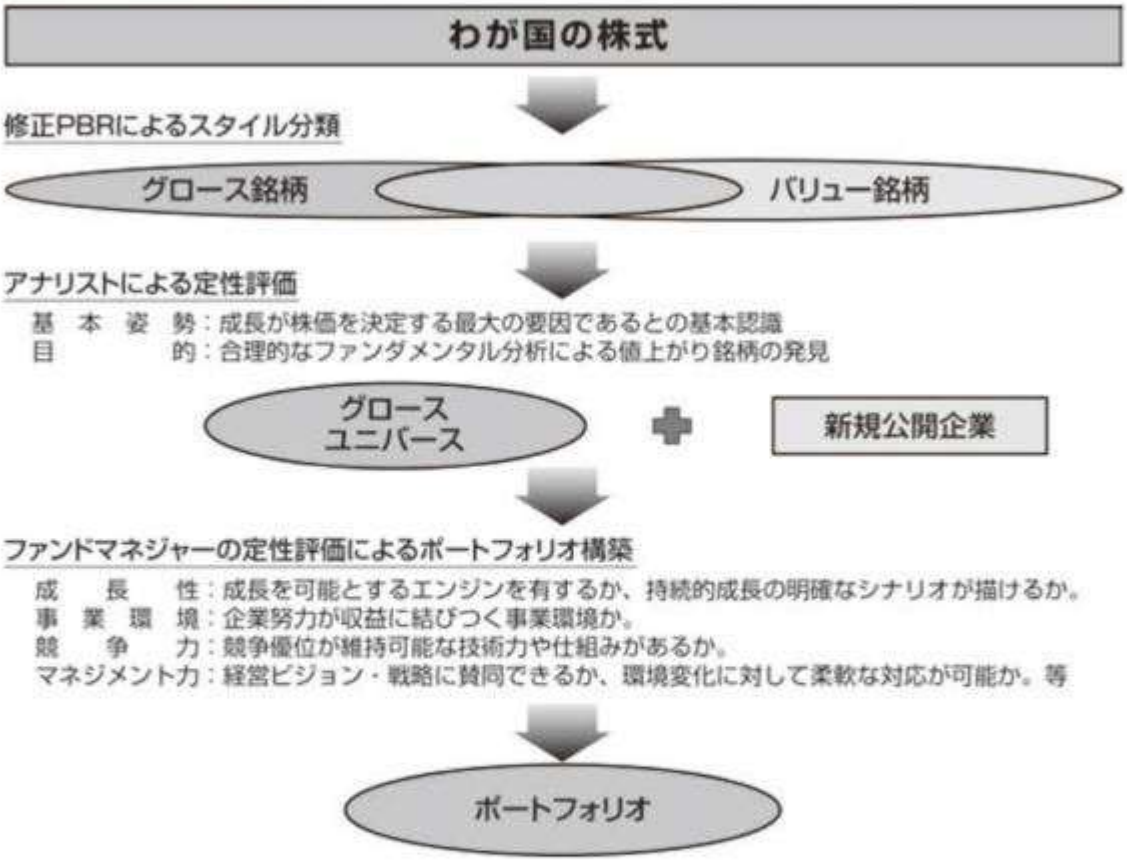

PBR(株価純資産倍率)とは、Price Book-value Ratioの略で、株価を1株当たり純資産で割って求められる指標です。この数値が低いほど企業の資産価値と比較して株価は割安だと評価されます。
修正PBRとは、野村證券金融工学研究センターによって定義された、有価証券含み損益と未認識退職給付債務を考慮した自己資本で計算したものです。

④ 株式の組入比率は高位とすることを基本とします。
運用にあたっては、現物株式への投資を基本としますが、市況動向、資産規模等によっては、株価指数先物取引等を利用することがあります。

上記は銘柄選定の視点を示したものであり、実際にファンドで投資する銘柄が常に上記の条件を満たすわけではありません。また、こうした企業が必ず利益成長を達成し、株価が上昇するわけではなく、環境によっては業績が悪化し、株価が下落することがある点にご留意ください。

上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html)でご覧いただけます。

三菱UFJ スタイルセレクト・バリューファンド

① “バリュー”(株価の割安度)に着目し、運用を行います。

② 銘柄選定にあたっては、定量評価を重視します。
配当利回り、PER、PCFR、PSRなどの様々な指標を用います。

- PER(株価収益率)とは、Price Earnings Ratioの略で、株価を1株当たり利益で割って求められる指標です。この数値が低いほど収益性と比較して株価は割安だと評価されます。
- PCFR(株価キャッシュフロー倍率)とは、Price Cash Flow Ratioの略で、株価を1株当たりキャッシュフローで割って求められる指標です。この数値が低いほど健全性を含めた実質的な収益面と比較して株価は割安だと評価されます。PERと異なり、会計制度の影響を受けにくいため、国際比較する際に用いられます。
- PSR(株価売上高倍率)とは、Price to Sales Ratioの略で、時価総額を年間売上高で割って求められる指標です。売上高が同等の会社を比較する場合に、この数値が低いほど株価は割安だと評価されます。

③ 定性評価による銘柄選定も行います。
定量分析には表れない企業価値を判断します。

<銘柄選定のプロセス>

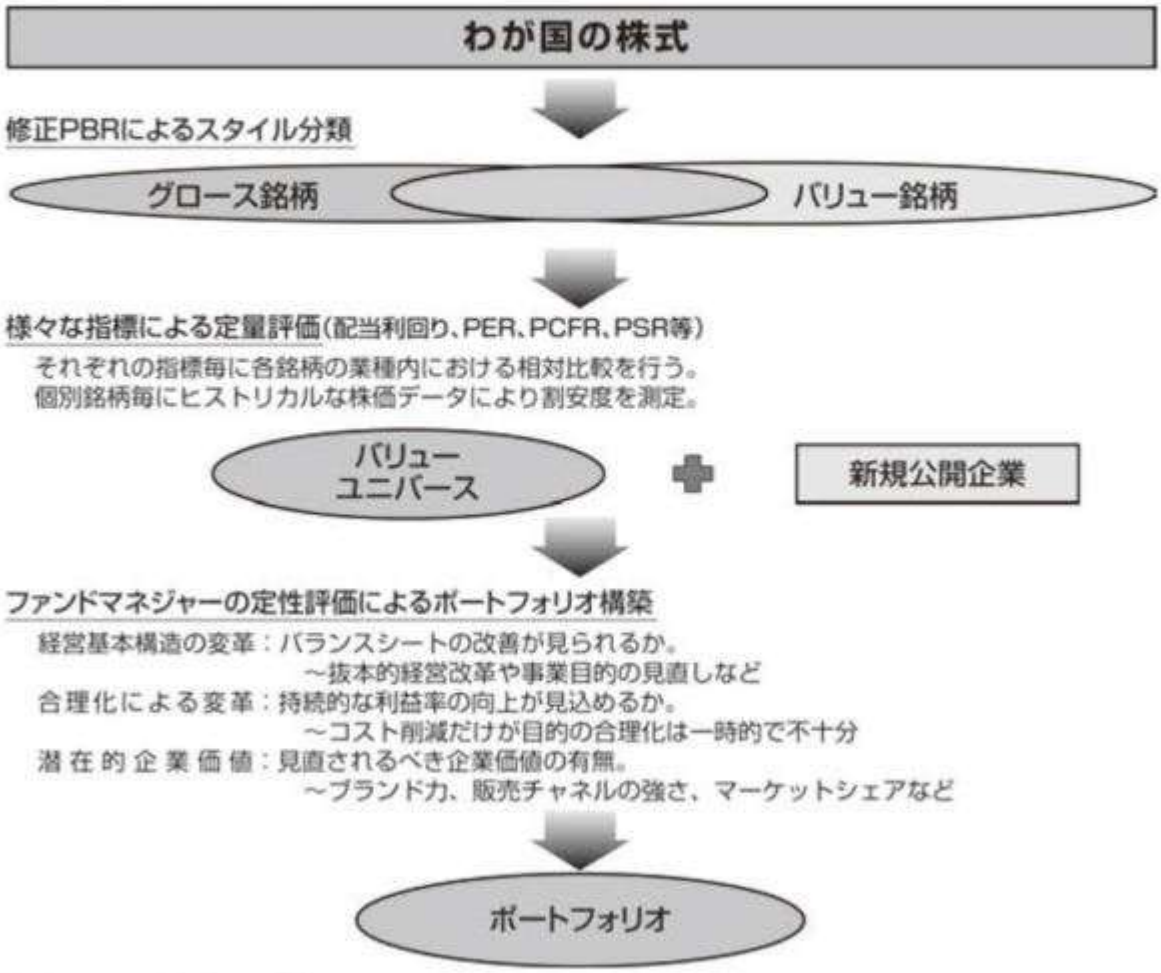

④ 株式の組入比率は高位とすることを基本とします。
運用にあたっては、現物株式への投資を基本としますが、市況動向、資産規模等によっては、株価指数先物取引等を利用することがあります。

- 上記は銘柄選定の視点を示したものであり、実際にファンドで投資する銘柄が常に上記の条件を満たすわけではありません。また、こうした企業が必ず利益成長を達成し、株価が上昇するわけではなく、環境によっては業績が悪化し、株価が下落することがある点にご留意ください。
- 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html)でご覧いただけます。

三菱UFJ スタイルセレクト・ブレンドファンド

① “グロース”と“バリュー”の両観点からポートフォリオを構築します。
② “グロース”と“バリュー”への投資配分は、50%ずつを基本とし、ブレンドファンド運用会議にて決定します。

<ブレンドファンドの投資配分決定プロセス>

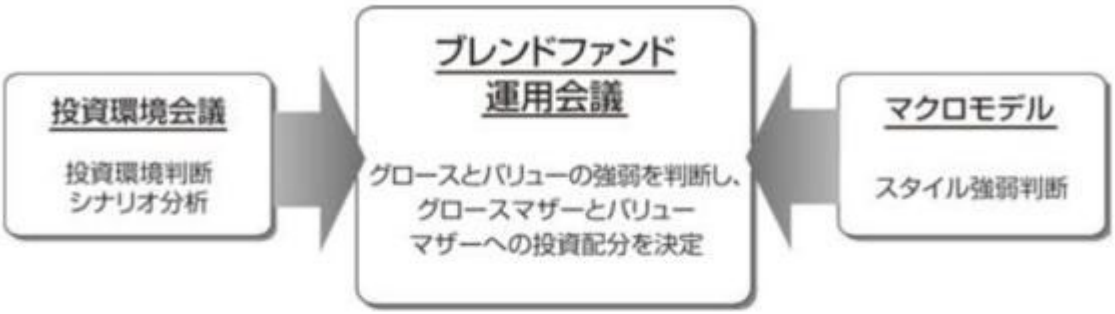

・ブレンドファンド運用会議は原則月1回程度開催します。

上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html)でご覧いただけます。

BWマネープールファンド

① わが国の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とし、安定運用を行います。
② ご投資された資金を一時待機させておくためのポートフォリオです。
直接に購入をお申込みいただくことはできません。

<運用プロセス>

STEP1：分析フェーズ

↓ 市場動向分析および個別企業についての定量・定性的な分析

STEP2：運用戦略策定フェーズ

↓ 各種分析に基づき、平均残存日数、個別銘柄等について運用戦略を策定

STEP3：ポートフォリオ構築フェーズ

運用目標や資金動向等を勘案して最終的なポートフォリオを構築

上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html)でご覧いただけます。

● 三菱UFJ スタイルセレクト・グロースファンド、三菱UFJ スタイルセレクト・バリューファンド、三菱UFJ スタイルセレクト・ブレンドファンドについては、各ファンド毎に設定されたベンチマークを上回る投資成果をめざします。

ファンド	ベンチマーク
三菱UFJ スタイルセレクト・グロースファンド	RUSSELL/NOMURA Total Market Growth インデックス
三菱UFJ スタイルセレクト・バリューファンド	RUSSELL/NOMURA Total Market Value インデックス
三菱UFJ スタイルセレクト・ブレンドファンド	東証株価指数(TOPIX)

ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

特色2 各ファンドはスイッチング(乗換)が可能です。

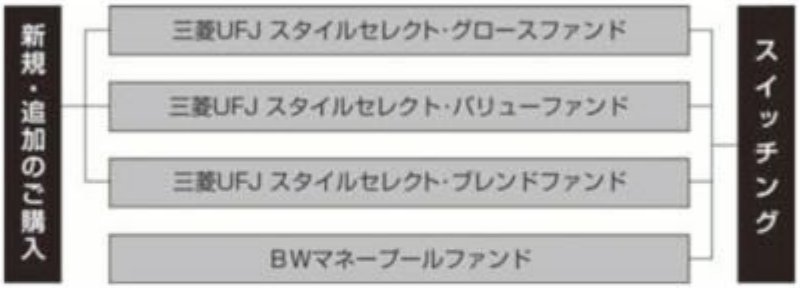

- スイッチングの際の購入時手数料は、販売会社が定めるものとします。また、換金するファンドに対して信託財産留保額(BWマネープールファンドは除きます。)および税金がかかります。
- 販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは、販売会社にご確認ください。
- BWマネープールファンドの購入は、BWマネープールファンド以外の各ファンドからのスイッチングの場合に限定します。

■ファンドの仕組み

運用は主にグロースマザーファンドおよびバリューマザーファンドへの投資を通じて、わが国の株式へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。

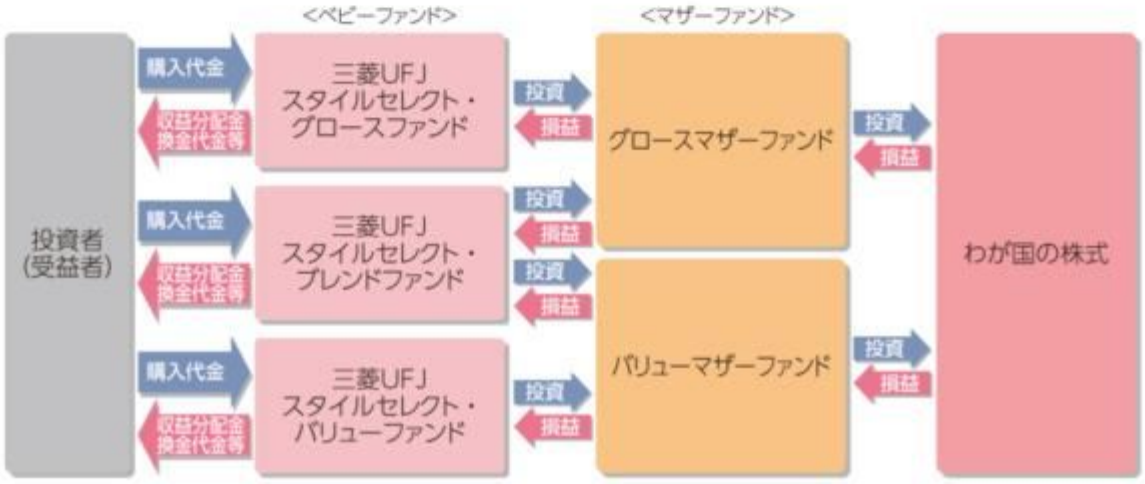

■主な投資制限

各ファンド(BWマネープールファンドを除く)

株式	株式への実質投資割合に制限を設けません。
株式の一銘柄制限	同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

BWマネープールファンド

デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

■分配方針

- 年2回の決算時(3･9月の各10日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。
- 各ファンド(BWマネープールファンドを除く)の分配金額は、委託会社が基準価額水準･市況動向等を勘案して決定します。
  BWマネープールファンドの分配金額は、経費等を控除後の配当等収益等の全額とし、売買益等は信託財産に留保します。
- 分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

指数について

･RUSSELL/NOMURA Total Market Growth インデックスは、RUSSELL/NOMURA 日本株インデックスを構成するインデックスの一つです。RUSSELL/NOMURA Total Market Growth インデックスは、わが国の全金融商品取引所全上場銘柄の全時価総額(時価総額は全て安定持株控除後)の98%超をカバーするRUSSELL/NOMURA Total Market インデックスのうち、高修正PBR銘柄により構成されています。
RUSSELL/NOMURA 日本株インデックスは、Frank Russell Companyと野村證券株式会社が作成している株価指数で、当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は両社に帰属します。なお、両社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

･RUSSELL/NOMURA Total Market Value インデックスは、RUSSELL/NOMURA 日本株インデックスを構成するインデックスの一つです。RUSSELL/NOMURA Total Market Value インデックスは、わが国の全金融商品取引所全上場銘柄の全時価総額(時価総額は全て安定持株控除後)の98%超をカバーするRUSSELL/NOMURA Total Market インデックスのうち、低修正PBR銘柄により構成されています。

･東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

2000年5月2日	設定日、信託契約締結、運用開始
2001年4月2日	名称を「パートナーズ スタイルセレクト・グロースファンド」から「ＵＦＪパートナーズ スタイルセレクト・グロースファンド」に、「パートナーズ スタイルセレクト・バリューファンド」から「ＵＦＪパートナーズ スタイルセレクト・バリューファンド」に、「パートナーズ スタイルセレクト・ブレンドファンド」から「ＵＦＪパートナーズ スタイルセレクト・ブレンドファンド」に変更

2005年10月1日	ファンドの委託会社としての業務をユーエフジェイパートナーズ投信株式会社から三菱ＵＦＪ投信株式会社に承継 名称を「ＵＦＪパートナーズ スタイルセレクト・グロースファンド」から「三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・グロースファンド」に、「ＵＦＪパートナーズ スタイルセレクト・バリューファンド」から「三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・バリューファンド」に、「ＵＦＪパートナーズ スタイルセレクト・ブレンドファンド」から「三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・ブレンドファンド」に、「マネープールファンド」から「BWマネープールファンド」に変更

（３）【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割

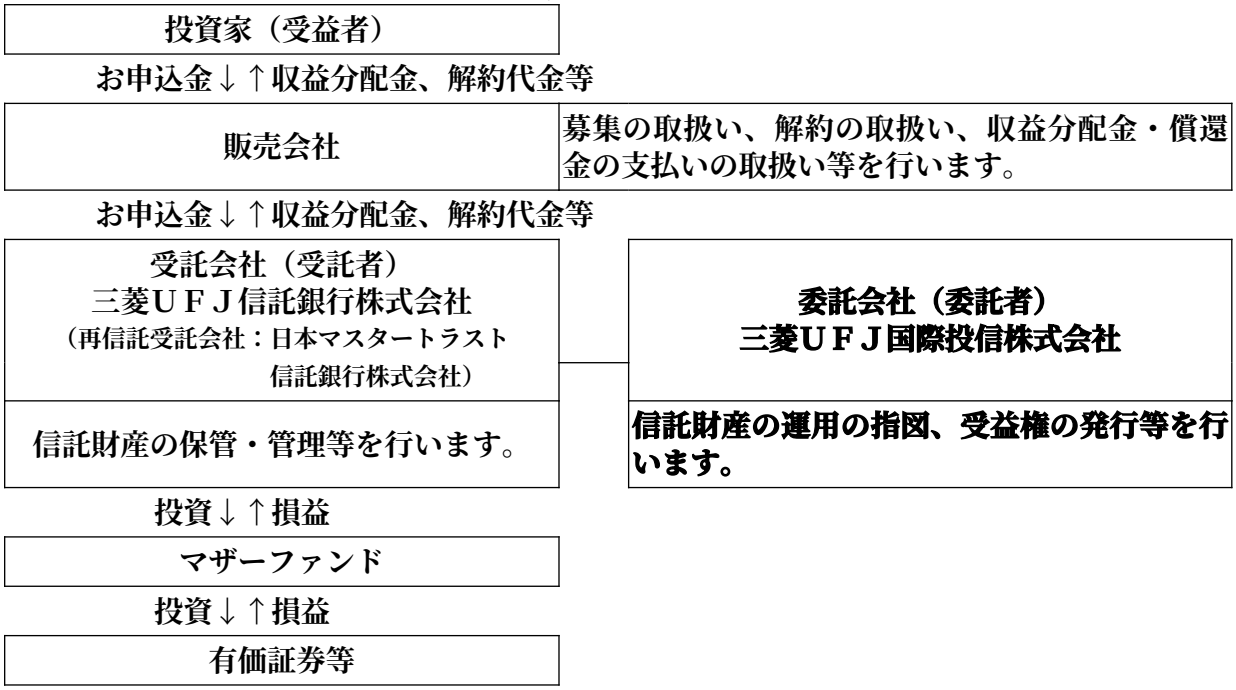

※ただし、BWマネープールファンドへの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。
また、BWマネープールファンドは、マザーファンドを通じての投資は行いません。

②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2019年9月末現在）

・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第404号

・設立年月日
1985年8月1日

・資本金
2,000百万円
・沿革

1997年5月	東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月	東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月	三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
2015年7月	三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況

株　主　名	住　　所	所有株式数	所有比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

「三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・グロースファンド」
主として、グロースマザーファンド受益証券に投資します。このほか、わが国の株式・公社債に直接投資することがあります。
マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を維持することとします。
ＲＵＳＳＥＬＬ／ＮＯＭＵＲＡ　Ｔｏｔａｌ　Ｍａｒｋｅｔ　Ｇｒｏｗｔｈインデックスをベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざして運用を行います。
株式以外の資産への実質投資割合（信託財産に属する株式以外の資産の時価総額と信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の総額に占める株式以外の資産の時価総額の割合を乗じて得た額との合計額が信託財産の総額に占める割合）は、原則として信託財産の総額の50%以下とします。
なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・バリューファンド」
主として、バリューマザーファンド受益証券に投資します。このほか、わが国の株式・公社債に直接投資することがあります。
マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を維持することとします。
ＲＵＳＳＥＬＬ／ＮＯＭＵＲＡ　Ｔｏｔａｌ　Ｍａｒｋｅｔ　Ｖａｌｕｅインデックスをベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざして運用を行います。
株式以外の資産への実質投資割合（信託財産に属する株式以外の資産の時価総額と信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の総額に占める株式以外の資産の時価総額の割合を乗じて得た額との合計額が信託財産の総額に占める割合）は、原則として信託財産の総額の50%以下とします。
なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・ブレンドファンド」
主として、バリューマザーファンド受益証券およびグロースマザーファンド受益証券に投資します。
このほか、わが国の株式・公社債に直接投資することがあります。
マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を維持することとします。
各マザーファンド受益証券への投資配分は50%ずつを基本とし、日本経済のファンダメンタルズ分析、各種テクニカル分析などを基に委託会社のブレンドファンド運用会議にて決定します。
東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）をベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざして運用を行います。
株式以外の資産への実質投資割合（信託財産に属する株式以外の資産の時価総額と信託財産に属

するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の総額に占める株式以外の資産の時価総額の割合を乗じて得た額との合計額が信託財産の総額に占める割合）は、原則として信託財産の総額の50%以下とします。
なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「BWマネープールファンド」
わが国の短期公社債および短期金融商品に投資し、利子等収益の確保を図ります。
なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（2）【投資対象】

「三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・グロースファンド」
投資の対象とする資産の種類
この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。
１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）
ａ．有価証券先物取引等
ｂ．スワップ取引
ハ．約束手形
ニ．金銭債権
２．次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形
①有価証券の指図範囲
この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社とするグロースマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。
１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第13号で定めるものをいいます。）
11．コマーシャル・ペーパー
12．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．から12．の証券または証書の性質を有するもの
14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるも

のをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。16. において同じ。）で16. で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下16. において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
19. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24. 外国の者に対する権利で23. の有価証券の性質を有するもの

なお、１．の証券または証書ならびに13. および19. の証券または証書のうち１．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２．から６．までの証券ならびに16. の証券ならびに13. および19. の証券または証書のうち２．から６．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。
１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で５．の権利の性質を有するもの

「三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・バリューファンド」

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。
１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）
ａ．有価証券先物取引等
ｂ．スワップ取引
ハ．約束手形
ニ．金銭債権
２．次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形

①有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社とするバリューマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。
１．株券または新株引受権証書

２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第13号で定めるものをいいます。）
11．コマーシャル・ペーパー
12．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．から12．の証券または証書の性質を有するもの
14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
15．投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。16．において同じ。）で16．で定めるもの以外のもの
16．投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下16．において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
18．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
19．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
20．外国法人が発行する譲渡性預金証書
21．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
23．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24．外国の者に対する権利で23．の有価証券の性質を有するもの
なお、１．の証券または証書ならびに13．および19．の証券または証書のうち１．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２．から６．までの証券ならびに16．の証券ならびに13．および19．の証券または証書のうち２．から６．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14．および15．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②金融商品の指図範囲
この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。
１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で５．の権利の性質を有するもの

「三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・ブレンドファンド」

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）

ａ．有価証券先物取引等

ｂ．スワップ取引

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

①有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社とするバリューマザーファンドおよびグロースマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

９．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

10．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第13号で定めるものをいいます。）

11．コマーシャル・ペーパー

12．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

13．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．から12．の証券または証書の性質を有するもの

14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

15．投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。16．において同じ。）で16．で定めるもの以外のもの

16．投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下16．において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券

17．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

18．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

19．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）

20．外国法人が発行する譲渡性預金証書

21．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託

の受益証券に限ります。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24. 外国の者に対する権利で23.の有価証券の性質を有するもの
なお、１．の証券または証書ならびに13.および19.の証券または証書のうち１．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２．から６．までの証券ならびに16.の証券ならびに13.および19.の証券または証書のうち２．から６．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②金融商品の指図範囲
この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。
１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で５．の権利の性質を有するもの

「BWマネープールファンド」
投資の対象とする資産の種類
この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。
１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）
ａ．有価証券先物取引等
ｂ．スワップ取引
ハ．約束手形
ニ．金銭債権
２．次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形

①有価証券の指図範囲
この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。
１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第13号で定め

るものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．から12．の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。16．において同じ。）で16．で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下16．において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
19. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24. 外国の者に対する権利で23．の有価証券の性質を有するもの

なお、１．の証券または証書ならびに13．および19．の証券または証書のうち１．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２．から６．までの証券ならびに16．の証券ならびに13．および19．の証券または証書のうち２．から６．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14．および15．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で５．の権利の性質を有するもの

＜マザーファンドの概要＞

グロースマザーファンド

（基本方針）

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

（運用方法）

①投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている株式および店頭登録株式を主要投資対象とします。

②投資態度

わが国の金融商品取引所に上場されている株式および店頭登録株式の中から、将来の成長が期待できる銘柄に投資します。

銘柄選定にあたっては、ファンドマネジャーおよび委託会社アナリストの企業訪問調査をベースにした、企業の定性評価を重視します。

企業の定性評価にあたっては、企業が置かれている事業環境、競争力、マネジメント力等に注目します。

株式の組入比率は原則として高位を維持することとします。

ＲＵＳＳＥＬＬ／ＮＯＭＵＲＡ　Ｔｏｔａｌ　Ｍａｒｋｅｔ　Ｇｒｏｗｔｈインデックスをベ

ンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざして運用を行います。
なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）
①株式への投資割合に制限を設けません。
②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
⑦外貨建資産への投資は行いません。
⑧有価証券先物取引等は価格変動リスクを回避するため行うことができます。
⑨スワップ取引は効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため行うことができます。

バリューマザーファンド
（基本方針）
この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
（運用方法）
①投資対象
わが国の金融商品取引所に上場されている株式および店頭登録株式を主要投資対象とします。
②投資態度
わが国の金融商品取引所に上場されている株式および店頭登録株式の中から、株価が割安と判断される銘柄に投資します。
銘柄選定にあたっては、配当利回り、ＰＥＲ、ＰＣＦＲ、ＰＳＲなどの様々な指標を用いた定量評価を重視します。
株式の組入比率は原則として高位を維持することとします。
ＲＵＳＳＥＬＬ／ＮＯＭＵＲＡ　Ｔｏｔａｌ　Ｍａｒｋｅｔ　Ｖａｌｕｅインデックスをベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざして運用を行います。
なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
（投資制限）
①株式への投資割合に制限を設けません。
②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
⑦外貨建資産への投資は行いません。
⑧有価証券先物取引等は価格変動リスクを回避するため行うことができます。
⑨スワップ取引は効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため行うことができます。

（３）【運用体制】

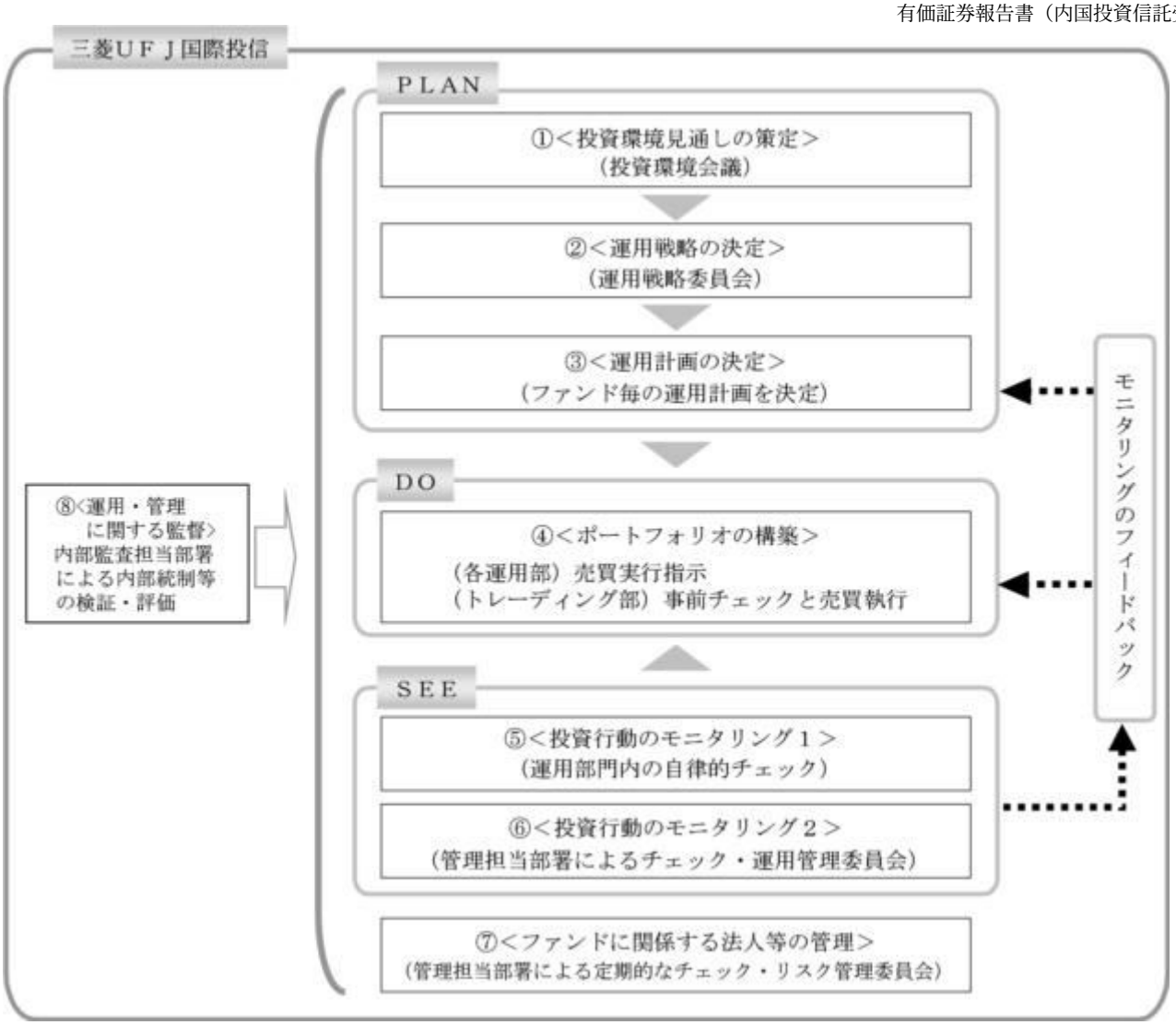

①投資環境見通しの策定
投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。
②運用戦略の決定
運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。
③運用計画の決定
②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。
④ポートフォリオの構築
各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。
⑤投資行動のモニタリング１
運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。
⑥投資行動のモニタリング２
運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。
⑦ファンドに関係する法人等の管理
受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。
⑧運用・管理に関する監督
内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健

全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。
なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
「運用担当者に係る事項」　https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html

（4）【分配方針】

「三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・グロースファンド」
「三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・バリューファンド」
「三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・ブレンドファンド」
毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

「BWマネープールファンド」
毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
②収益分配金額は、経費等を控除後の配当等収益等の全額とし、売買益等は信託財産に留保します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（5）【投資制限】

＜信託約款に定められた投資制限＞
「三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・グロースファンド」
「三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・バリューファンド」
「三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・ブレンドファンド」
①外貨建資産
外貨建資産への投資は行いません。
②新株引受権証券および新株予約権証券
ａ．委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
③投資信託証券
ａ．委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。
ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

④同一銘柄の株式等

ａ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

ｃ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

ｄ．ｃ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤同一銘柄の転換社債等

ａ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の３第１項第７号および第８号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑥有価証券先物取引等

ａ．委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

１．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

２．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに（２）投資対象②金融商品の指図範囲の１．から４．に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

３．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、⑥で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

ｂ．委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

１．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が１年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに（２）投資対象②金融商品の指図範囲の１．から４．に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

２．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに（２）投資対象②金融商品の指図範囲の１．から４．に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

３．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ⑥で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

⑦スワップ取引

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ｂ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下ｃ．において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ｄ．ｃ．においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

ｅ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ｆ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑧信用取引

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

ｂ．ａ．の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

１．信託財産に属する株券および新株引受権証書により取得する株券

２．株式分割により取得する株券

３．有償増資により取得する株券

４．売出しにより取得する株券

５．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（⑤に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

６．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（５．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑨有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

⑩資金の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ｂ．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信

託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ｃ．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑪投資する株式等の範囲

ａ．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

ｂ．ａ．の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

⑫有価証券の貸付

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ｂ．ａ．に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ｃ．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑬デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑭信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

「ＢＷマネープールファンド」

①株式

委託会社は、信託財産に属する株式（株式を組入可能な投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

②外貨建資産

外貨建資産への投資は行いません。

③新株引受権証券および新株予約権証券

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④投資信託証券

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤同一銘柄の株式等

ａ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ｂ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥同一銘柄の転換社債等

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の３第１項第７号および第８号の定めがあるものをいいます。）の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑦有価証券先物取引等

ａ．委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

１．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

２．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに（２）投資対象②金融商品の指図範囲の１．から４．に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

３．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、⑦で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

ｂ．委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

１．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が１年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに（２）投資対象②金融商品の指図範囲の１．から４．に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

２．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに（２）投資対象②金融商品の指図範囲の１．から４．に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

３．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ⑦で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

⑧スワップ取引

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ｂ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの

限りではありません。
ｃ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
ｄ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
ｅ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
⑨信用取引
ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
ｂ．ａ．の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
１．信託財産に属する株券および新株引受権証書により取得する株券
２．株式分割により取得する株券
３．有償増資により取得する株券
４．売出しにより取得する株券
５．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（⑥に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
６．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（５．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
⑩有価証券の借入れ
有価証券の借入れを行いません。
⑪資金の借入れ
ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
ｂ．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
ｃ．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
⑫投資する株式等の範囲
ａ．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
ｂ．ａ．の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。
⑬有価証券の貸付
ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の

時価合計額を超えないものとします。
２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
ｂ．ａ．に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
ｃ．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑭デリバティブ取引等
デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑮信用リスクの分散規制
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

＜その他法令等に定められた投資制限＞

・同一の法人の発行する株式への投資制限
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（１）投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。
したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
投資信託は預貯金と異なります。
ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。
（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

①価格変動リスク
「三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・グロースファンド」
「三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・バリューファンド」
「三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・ブレンドファンド」
一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、当ファンドはその影響を受け株式の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
「ＢＷマネープールファンド」
一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②信用リスク
信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

③流動性リスク

「三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・グロースファンド」
「三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・バリューファンド」
「三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・ブレンドファンド」
有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
「BWマネープールファンド」
有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

※留意事項
・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

「三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・グロースファンド」
「三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・バリューファンド」
「三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・ブレンドファンド」
・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
「BWマネープールファンド」
・投資環境によっては、マイナス利回りの公社債や金融商品等での運用となることがあり、この場合、基準価額の下落要因となりますのでご留意ください。

（２）投資リスクに対する管理体制
委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。
また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。
具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。
①トレーディング担当部署
有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。
②コンプライアンス担当部署
法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。
③リスク管理担当部署
運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

④内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

＜流動性リスクに対する管理体制＞

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

＊組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

三菱UFJ スタイルセレクト・グロースファンド

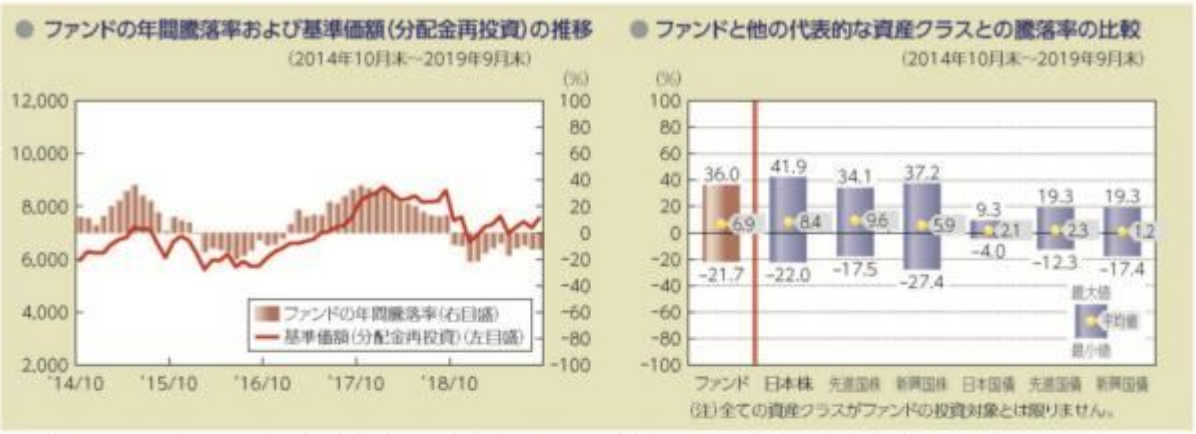

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

三菱UFJ スタイルセレクト・バリューファンド

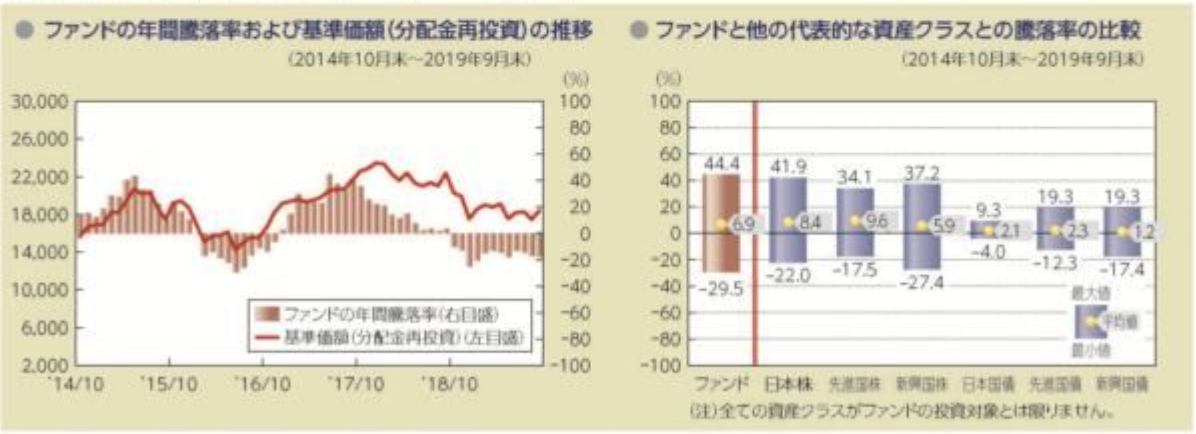

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

三菱UFJ スタイルセレクト・ブレンドファンド

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移
(2014年10月末～2019年9月末)

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較
(2014年10月末～2019年9月末)

(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

BWマネープールファンド

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移
(2014年10月末～2019年9月末)

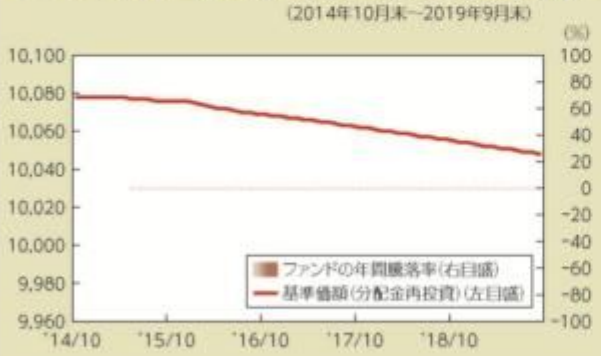

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較
(2014年10月末～2019年9月末)

(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込価額（発行価格）× 3.3%（税抜 3%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。
申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。
「BWマネープールファンド」を取得する場合には、無手数料とします。（「BWマネープールファンド」への取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。）
※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

（2）【換金（解約）手数料】

かかりません。
ただし、「三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・グロースファンド」、「三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・バリューファンド」および「三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・ブレンドファンド」は解約時に信託財産留保額（当該基準価額の0.3%）が差し引かれます。「BWマネープールファンド」は、信託財産留保額はかかりません。
※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

（3）【信託報酬等】

「三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・グロースファンド」
「三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・バリューファンド」

「三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・ブレンドファンド」

・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.87%（税抜1.7%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

１万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）
※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

各販売会社における 取扱純資産総額に応じて	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	0.8%	0.8%	0.1%
100億円超200億円以下の部分	0.77%	0.84%	0.09%
200億円超300億円以下の部分	0.75%	0.87%	0.08%
300億円超500億円以下の部分	0.72%	0.91%	0.07%
500億円超の部分	0.69%	0.95%	0.06%

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

「BWマネープールファンド」

・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.99%（税抜0.9%）以内の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

１万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）
※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

・毎月の最終営業日（委託会社の営業日をいいます。以下同じ。）の翌日から、翌月の最終営業日までにかかる信託報酬は、当該各月の最終５営業日における無担保コール翌日物レートの平均値（「コールレート平均値」といいます。）に応じ、信託財産の純資産総額に以下に定める率を乗じて得た額とします。

コールレート平均値	信託報酬率	内　訳		
		委託会社	販売会社	受託会社
1.00%以上	0.9%	0.4%	0.4%	0.1%
0.6%以上 1.00%未満	0.55%	0.24%	0.25%	0.06%
0.3%以上 0.6%未満	0.3%	0.132%	0.133%	0.035%

0.15%以上 0.3%未満	0.15%	0.06%	0.07%	0.02%
0.05%以上 0.15%未満	0.05%	0.022%	0.023%	0.005%
0.05%未満	0.01%	0.003%	0.004%	0.003%

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

（４）【その他の手数料等】

・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。
①個人の受益者に対する課税
受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。
１．収益分配金の課税
普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。
原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税５%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・グロースファンド、三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・バリューファンドおよび三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・ブレンドファンドは、配当控除の適用があります。ＢＷマネープールファンドは、配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。
２．解約時および償還時の課税
解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。
20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税５%）の税率による申告分離課

税が適用されます。
特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税５%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。
解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。
買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、「ＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）およびジュニアＮＩＳＡ（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。ＮＩＳＡおよびジュニアＮＩＳＡをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。
買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※2020年１月１日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。
③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。
なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は2019年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【三菱ＵＦＪ　スタイルセレクト・グロースファンド】

（1）【投資状況】

令和 1年 9月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	1,547,278,574	99.77
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	―	3,581,052	0.23
純資産総額		1,550,859,626	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ａ評価額上位３０銘柄

令和 1年 9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	グロースマザーファンド	1,463,978,214	1.0261	1,502,188,046	1.0569	1,547,278,574	99.77

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 1年 9月30日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.77
合計	99.77

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和1年9月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額（1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第19計算期間末日　(平成22年 3月10日)	2,293,209,976	2,293,209,976	3,723	3,723
第20計算期間末日　(平成22年 9月10日)	1,891,552,081	1,891,552,081	3,286	3,286
第21計算期間末日　(平成23年 3月10日)	2,053,997,389	2,053,997,389	3,816	3,816
第22計算期間末日　(平成23年 9月12日)	1,483,559,867	1,483,559,867	2,937	2,937
第23計算期間末日　(平成24年 3月12日)	1,660,006,701	1,660,006,701	3,486	3,486
第24計算期間末日　(平成24年 9月10日)	1,324,654,124	1,324,654,124	3,000	3,000
第25計算期間末日　(平成25年 3月11日)	1,809,989,412	1,809,989,412	4,390	4,390
第26計算期間末日　(平成25年 9月10日)	2,055,748,817	2,055,748,817	5,187	5,187
第27計算期間末日　(平成26年 3月10日)	2,013,677,255	2,013,677,255	5,534	5,534
第28計算期間末日　(平成26年 9月10日)	1,991,847,976	1,991,847,976	5,817	5,817
第29計算期間末日　(平成27年 3月10日)	2,129,194,466	2,129,194,466	6,579	6,579
第30計算期間末日　(平成27年 9月10日)	1,912,736,456	1,912,736,456	6,235	6,235
第31計算期間末日　(平成28年 3月10日)	1,708,291,723	1,708,291,723	5,850	5,850
第32計算期間末日　(平成28年 9月12日)	1,585,349,232	1,585,349,232	5,662	5,662
第33計算期間末日　(平成29年 3月10日)	1,769,220,241	1,769,220,241	6,794	6,794
第34計算期間末日　(平成29年 9月11日)	1,806,551,443	1,806,551,443	7,344	7,344
第35計算期間末日　(平成30年 3月12日)	1,950,088,435	1,950,088,435	8,401	8,401
第36計算期間末日　(平成30年 9月10日)	1,788,600,289	1,788,600,289	7,961	7,961
第37計算期間末日　(平成31年 3月11日)	1,526,868,710	1,526,868,710	7,142	7,142
第38計算期間末日　(令和 1年 9月10日)	1,509,351,187	1,509,351,187	7,346	7,346
平成30年 9月末日	1,926,216,711	—	8,620	—
10月末日	1,642,136,967	—	7,469	—
11月末日	1,670,608,334	—	7,603	—
12月末日	1,443,452,039	—	6,652	—
平成31年 1月末日	1,487,637,275	—	6,902	—
2月末日	1,549,210,671	—	7,230	—
3月末日	1,562,666,273	—	7,330	—
4月末日	1,617,051,443	—	7,628	—
令和 1年 5月末日	1,476,242,593	—	6,977	—
6月末日	1,522,406,825	—	7,229	—
7月末日	1,539,299,698	—	7,427	—
8月末日	1,489,994,320	—	7,197	—
9月末日	1,550,859,626	—	7,559	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金

第19計算期間	0円
第20計算期間	0円
第21計算期間	0円
第22計算期間	0円
第23計算期間	0円
第24計算期間	0円
第25計算期間	0円
第26計算期間	0円
第27計算期間	0円
第28計算期間	0円
第29計算期間	0円
第30計算期間	0円
第31計算期間	0円
第32計算期間	0円
第33計算期間	0円
第34計算期間	0円
第35計算期間	0円
第36計算期間	0円
第37計算期間	0円
第38計算期間	0円

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第19計算期間	0.10
第20計算期間	△11.73
第21計算期間	16.12
第22計算期間	△23.03
第23計算期間	18.69
第24計算期間	△13.94
第25計算期間	46.33
第26計算期間	18.15
第27計算期間	6.68
第28計算期間	5.11
第29計算期間	13.09
第30計算期間	△5.22
第31計算期間	△6.17
第32計算期間	△3.21
第33計算期間	19.99
第34計算期間	8.09
第35計算期間	14.39

第36計算期間	△5.23
第37計算期間	△10.28
第38計算期間	2.85

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第19計算期間	916,154	1,621,096,782	6,160,062,576
第20計算期間	677,267	405,048,884	5,755,690,959
第21計算期間	1,260,799	374,292,023	5,382,659,735
第22計算期間	796,673	331,948,405	5,051,508,003
第23計算期間	574,367	290,698,260	4,761,384,110
第24計算期間	762,862	347,075,205	4,415,071,767
第25計算期間	536,549	292,405,349	4,123,202,967
第26計算期間	69,391,883	229,701,083	3,962,893,767
第27計算期間	2,108,725	326,444,505	3,638,557,987
第28計算期間	2,108,961	216,535,063	3,424,131,885
第29計算期間	1,057,367	188,754,960	3,236,434,292
第30計算期間	6,073,810	174,636,317	3,067,871,785
第31計算期間	2,474,746	150,318,636	2,920,027,895
第32計算期間	294,815	120,359,715	2,799,962,995
第33計算期間	1,831,681	197,745,247	2,604,049,429
第34計算期間	390,116	144,583,243	2,459,856,302
第35計算期間	1,260,668	139,774,838	2,321,342,132
第36計算期間	3,605,916	78,379,787	2,246,568,261
第37計算期間	145,812	108,870,360	2,137,843,713
第38計算期間	80,478	83,381,830	2,054,542,361

【三菱ＵＦＪ　スタイルセレクト・バリューファンド】

（１）【投資状況】

令和 1年 9月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	481,908,876	99.77
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	―	1,128,419	0.23
純資産総額		483,037,295	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ａ評価額上位３０銘柄

令和 1年 9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	バリューマザーファンド	186,880,551	2.5282	472,471,410	2.5787	481,908,876	99.77

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 1年 9月30日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.77
合計	99.77

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和1年9月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額（1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第19計算期間末日　（平成22年 3月10日）	1,820,962,257	1,820,962,257	7,576	7,576
第20計算期間末日　（平成22年 9月10日）	1,581,777,154	1,581,777,154	6,763	6,763
第21計算期間末日　（平成23年 3月10日）	1,739,854,297	1,739,854,297	7,678	7,678
第22計算期間末日　（平成23年 9月12日）	1,290,987,037	1,290,987,037	6,021	6,021

第23計算期間末日　(平成24年 3月12日)	1,426,796,092	1,426,796,092	6,932	6,932
第24計算期間末日　(平成24年 9月10日)	771,651,459	771,651,459	5,955	5,955
第25計算期間末日　(平成25年 3月11日)	1,024,897,616	1,024,897,616	9,213	9,213
第26計算期間末日　(平成25年 9月10日)	1,091,776,353	1,107,299,938	10,550	10,700
第27計算期間末日　(平成26年 3月10日)	956,823,070	969,858,334	11,010	11,160
第28計算期間末日　(平成26年 9月10日)	908,009,094	943,825,579	11,408	11,858
第29計算期間末日　(平成27年 3月10日)	912,716,889	979,497,444	12,301	13,201
第30計算期間末日　(平成27年 9月10日)	904,290,198	904,290,198	12,429	12,429
第31計算期間末日　(平成28年 3月10日)	741,170,345	741,170,345	10,821	10,821
第32計算期間末日　(平成28年 9月12日)	699,015,778	699,015,778	10,597	10,597
第33計算期間末日　(平成29年 3月10日)	704,826,741	791,199,018	12,241	13,741
第34計算期間末日　(平成29年 9月11日)	678,082,501	686,343,697	12,312	12,462
第35計算期間末日　(平成30年 3月12日)	677,418,103	690,593,170	12,854	13,104
第36計算期間末日　(平成30年 9月10日)	626,076,786	626,076,786	12,104	12,104
第37計算期間末日　(平成31年 3月11日)	502,111,358	502,111,358	10,931	10,931
第38計算期間末日　(令和 1年 9月10日)	476,733,398	476,733,398	10,638	10,638
平成30年 9月末日	660,245,435	—	13,182	—
10月末日	593,497,646	—	11,945	—
11月末日	582,666,891	—	11,727	—
12月末日	491,113,054	—	10,328	—
平成31年 1月末日	515,302,441	—	10,936	—
2月末日	515,955,964	—	11,208	—
3月末日	502,649,020	—	11,056	—
4月末日	509,706,395	—	11,261	—
令和 1年 5月末日	467,458,480	—	10,339	—
6月末日	484,839,989	—	10,724	—
7月末日	486,108,387	—	10,763	—
8月末日	462,803,406	—	10,295	—
9月末日	483,037,295	—	10,839	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第19計算期間	0円
第20計算期間	0円
第21計算期間	0円
第22計算期間	0円
第23計算期間	0円
第24計算期間	0円
第25計算期間	0円
第26計算期間	150円

第27計算期間	150円
第28計算期間	450円
第29計算期間	900円
第30計算期間	0円
第31計算期間	0円
第32計算期間	0円
第33計算期間	1,500円
第34計算期間	150円
第35計算期間	250円
第36計算期間	0円
第37計算期間	0円
第38計算期間	0円

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第19計算期間	△8.82
第20計算期間	△10.73
第21計算期間	13.52
第22計算期間	△21.58
第23計算期間	15.13
第24計算期間	△14.09
第25計算期間	54.71
第26計算期間	16.14
第27計算期間	5.78
第28計算期間	7.70
第29計算期間	15.71
第30計算期間	1.04
第31計算期間	△12.93
第32計算期間	△2.07
第33計算期間	29.66
第34計算期間	1.80
第35計算期間	6.43
第36計算期間	△5.83
第37計算期間	△9.69
第38計算期間	△2.68

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第19計算期間	849,263	93,456,976	2,403,717,218
第20計算期間	828,841	65,751,073	2,338,794,986
第21計算期間	746,042	73,634,216	2,265,906,812
第22計算期間	436,766	122,133,427	2,144,210,151
第23計算期間	332,522	86,148,682	2,058,393,991
第24計算期間	378,846	762,880,336	1,295,892,501
第25計算期間	236,692	183,685,351	1,112,443,842
第26計算期間	6,637,257	84,175,404	1,034,905,695
第27計算期間	333,746	166,221,805	869,017,636
第28計算期間	646,317	73,742,050	795,921,903
第29計算期間	986,610	54,902,340	742,006,173
第30計算期間	16,341,565	30,773,089	727,574,649
第31計算期間	242,525	42,850,139	684,967,035
第32計算期間	274,600	25,624,476	659,617,159
第33計算期間	120,086	83,922,064	575,815,181
第34計算期間	1,959,049	27,027,814	550,746,416
第35計算期間	513,503	24,257,233	527,002,686
第36計算期間	437,128	10,183,382	517,256,432
第37計算期間	—	57,916,052	459,340,380
第38計算期間	—	11,201,558	448,138,822

【三菱ＵＦＪ　スタイルセレクト・ブレンドファンド】

（１）【投資状況】

令和 1年 9月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	1,781,660,914	99.82
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	—	3,244,334	0.18
純資産総額		1,784,905,248	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ａ評価額上位３０銘柄

令和 1年 9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	バリューマザーファンド	347,260,105	2.5282	877,942,998	2.5787	895,479,632	50.17
日本	親投資信託受益証券	グロースマザーファンド	838,472,214	1.0261	860,356,339	1.0569	886,181,282	49.65

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 1年 9月30日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.82
合計	99.82

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和1年9月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額（1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第19計算期間末日　（平成22年 3月10日）	3,318,864,580	3,318,864,580	5,744	5,744
第20計算期間末日　（平成22年 9月10日）	2,777,333,400	2,777,333,400	5,095	5,095
第21計算期間末日　（平成23年 3月10日）	2,900,558,813	2,900,558,813	5,855	5,855
第22計算期間末日　（平成23年 9月12日）	2,101,036,331	2,101,036,331	4,545	4,545
第23計算期間末日　（平成24年 3月12日）	2,328,188,926	2,328,188,926	5,333	5,333
第24計算期間末日　（平成24年 9月10日）	1,852,967,738	1,852,967,738	4,565	4,565
第25計算期間末日　（平成25年 3月11日）	2,638,177,918	2,638,177,918	6,864	6,864
第26計算期間末日　（平成25年 9月10日）	2,935,341,254	2,935,341,254	8,047	8,047
第27計算期間末日　（平成26年 3月10日）	2,896,252,728	2,896,252,728	8,556	8,556
第28計算期間末日　（平成26年 9月10日）	2,894,862,509	2,894,862,509	9,121	9,121
第29計算期間末日　（平成27年 3月10日）	3,040,473,780	3,100,180,762	10,185	10,385

第30計算期間末日　(平成27年 9月10日)	2,682,202,444	2,682,202,444	9,940	9,940
第31計算期間末日　(平成28年 3月10日)	2,313,182,334	2,313,182,334	9,005	9,005
第32計算期間末日　(平成28年 9月12日)	2,117,776,004	2,117,776,004	8,793	8,793
第33計算期間末日　(平成29年 3月10日)	2,350,119,814	2,450,192,605	10,568	11,018
第34計算期間末日　(平成29年 9月11日)	2,297,055,335	2,350,001,735	10,846	11,096
第35計算期間末日　(平成30年 3月12日)	2,294,148,780	2,373,500,395	11,564	11,964
第36計算期間末日　(平成30年 9月10日)	2,130,580,664	2,130,580,664	10,932	10,932
第37計算期間末日　(平成31年 3月11日)	1,820,806,639	1,820,806,639	9,831	9,831
第38計算期間末日　(令和 1年 9月10日)	1,750,252,999	1,750,252,999	9,857	9,857
平成30年 9月末日	2,290,366,277	—	11,863	—
10月末日	1,994,303,967	—	10,496	—
11月末日	1,984,825,385	—	10,505	—
12月末日	1,733,479,421	—	9,213	—
平成31年 1月末日	1,804,671,008	—	9,651	—
2月末日	1,857,150,840	—	10,010	—
3月末日	1,850,986,004	—	10,025	—
4月末日	1,883,016,262	—	10,327	—
令和 1年 5月末日	1,720,890,046	—	9,468	—
6月末日	1,773,756,122	—	9,816	—
7月末日	1,786,524,193	—	9,968	—
8月末日	1,706,905,234	—	9,597	—
9月末日	1,784,905,248	—	10,093	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第19計算期間	0円
第20計算期間	0円
第21計算期間	0円
第22計算期間	0円
第23計算期間	0円
第24計算期間	0円
第25計算期間	0円
第26計算期間	0円
第27計算期間	0円
第28計算期間	0円
第29計算期間	200円
第30計算期間	0円
第31計算期間	0円
第32計算期間	0円
第33計算期間	450円

第34計算期間	250円
第35計算期間	400円
第36計算期間	0円
第37計算期間	0円
第38計算期間	0円

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第19計算期間	△4.25
第20計算期間	△11.29
第21計算期間	14.91
第22計算期間	△22.37
第23計算期間	17.33
第24計算期間	△14.40
第25計算期間	50.36
第26計算期間	17.23
第27計算期間	6.32
第28計算期間	6.60
第29計算期間	13.85
第30計算期間	△2.40
第31計算期間	△9.40
第32計算期間	△2.35
第33計算期間	25.30
第34計算期間	4.99
第35計算期間	10.30
第36計算期間	△5.46
第37計算期間	△10.07
第38計算期間	0.26

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第19計算期間	613,454	319,251,966	5,777,868,057
第20計算期間	324,698	326,831,944	5,451,360,811
第21計算期間	332,572	497,739,992	4,953,953,391
第22計算期間	335,938	331,602,013	4,622,687,316
第23計算期間	473,406	257,285,555	4,365,875,167
第24計算期間	360,771	306,978,830	4,059,257,108

第25計算期間	333,141	215,934,145	3,843,656,104
第26計算期間	27,087,068	223,040,473	3,647,702,699
第27計算期間	205,733	262,736,608	3,385,171,824
第28計算期間	206,341	211,409,458	3,173,968,707
第29計算期間	756,849	189,376,411	2,985,349,145
第30計算期間	251,690	287,234,768	2,698,366,067
第31計算期間	178,435	129,770,818	2,568,773,684
第32計算期間	2,194,513	162,520,905	2,408,447,292
第33計算期間	174,193	184,781,682	2,223,839,803
第34計算期間	660,586	106,644,350	2,117,856,039
第35計算期間	277,019	134,342,676	1,983,790,382
第36計算期間	321,158	35,088,776	1,949,022,764
第37計算期間	202,369	97,062,733	1,852,162,400
第38計算期間	177,997	76,665,395	1,775,675,002

【ＢＷマネープールファンド】

（１）【投資状況】

令和 1年 9月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	―	17,866,514	100.00
純資産総額		17,866,514	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ａ評価額上位３０銘柄

該当事項はありません。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和1年9月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額（1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第19計算期間末日　（平成22年 3月10日）	17,703,714	17,703,714	10,063	10,063
第20計算期間末日　（平成22年 9月10日）	16,346,436	16,346,436	10,066	10,066
第21計算期間末日　（平成23年 3月10日）	16,350,082	16,350,082	10,068	10,068
第22計算期間末日　（平成23年 9月12日）	16,353,067	16,353,067	10,070	10,070
第23計算期間末日　（平成24年 3月12日）	16,356,111	16,356,111	10,072	10,072
第24計算期間末日　（平成24年 9月10日）	16,359,266	16,359,266	10,074	10,074
第25計算期間末日　（平成25年 3月11日）	16,362,425	16,362,425	10,076	10,076
第26計算期間末日　（平成25年 9月10日）	15,455,513	15,455,513	10,077	10,077
第27計算期間末日　（平成26年 3月10日）	18,603,167	18,603,167	10,078	10,078
第28計算期間末日　（平成26年 9月10日）	17,841,815	17,841,815	10,079	10,079
第29計算期間末日　（平成27年 3月10日）	17,840,416	17,840,416	10,078	10,078
第30計算期間末日　（平成27年 9月10日）	17,837,981	17,837,981	10,076	10,076
第31計算期間末日　（平成28年 3月10日）	17,031,465	17,031,465	10,074	10,074
第32計算期間末日　（平成28年 9月12日）	17,899,564	17,899,564	10,070	10,070
第33計算期間末日　（平成29年 3月10日）	17,894,652	17,894,652	10,067	10,067
第34計算期間末日　（平成29年 9月11日）	17,887,935	17,887,935	10,063	10,063
第35計算期間末日　（平成30年 3月12日）	17,886,045	17,886,045	10,060	10,060
第36計算期間末日　（平成30年 9月10日）	17,880,183	17,880,183	10,056	10,056
第37計算期間末日　（平成31年 3月11日）	17,873,567	17,873,567	10,052	10,052
第38計算期間末日　（令和 1年 9月10日）	17,867,162	17,867,162	10,049	10,049
平成30年 9月末日	17,879,534	—	10,056	—
10月末日	17,878,422	—	10,055	—
11月末日	17,877,180	—	10,054	—
12月末日	17,876,072	—	10,054	—
平成31年 1月末日	17,874,757	—	10,053	—
2月末日	17,873,808	—	10,052	—
3月末日	17,873,072	—	10,052	—
4月末日	17,872,040	—	10,051	—
令和 1年 5月末日	17,870,894	—	10,051	—
6月末日	17,869,860	—	10,050	—

7月末日	17,868,452	—	10,049	—
8月末日	17,867,547	—	10,049	—
9月末日	17,866,514	—	10,048	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第19計算期間	0円
第20計算期間	0円
第21計算期間	0円
第22計算期間	0円
第23計算期間	0円
第24計算期間	0円
第25計算期間	0円
第26計算期間	0円
第27計算期間	0円
第28計算期間	0円
第29計算期間	0円
第30計算期間	0円
第31計算期間	0円
第32計算期間	0円
第33計算期間	0円
第34計算期間	0円
第35計算期間	0円
第36計算期間	0円
第37計算期間	0円
第38計算期間	0円

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第19計算期間	0.02
第20計算期間	0.02
第21計算期間	0.01
第22計算期間	0.01
第23計算期間	0.01
第24計算期間	0.01
第25計算期間	0.01
第26計算期間	0.00
第27計算期間	0.00
第28計算期間	0.00

第29計算期間	△0.00
第30計算期間	△0.01
第31計算期間	△0.01
第32計算期間	△0.03
第33計算期間	△0.02
第34計算期間	△0.03
第35計算期間	△0.02
第36計算期間	△0.03
第37計算期間	△0.03
第38計算期間	△0.02

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第19計算期間	—	1,287,500	17,592,119
第20計算期間	—	1,353,115	16,239,004
第21計算期間	—	—	16,239,004
第22計算期間	—	—	16,239,004
第23計算期間	—	—	16,239,004
第24計算期間	—	—	16,239,004
第25計算期間	—	—	16,239,004
第26計算期間	—	902,089	15,336,915
第27計算期間	5,980,430	2,858,499	18,458,846
第28計算期間	795,537	1,551,650	17,702,733
第29計算期間	—	—	17,702,733
第30計算期間	—	—	17,702,733
第31計算期間	—	795,537	16,907,196
第32計算期間	868,623	—	17,775,819
第33計算期間	—	—	17,775,819
第34計算期間	—	—	17,775,819
第35計算期間	4,969	994	17,779,794
第36計算期間	994	—	17,780,788
第37計算期間	—	—	17,780,788
第38計算期間	—	—	17,780,788

（参考）

グロースマザーファンド

投資状況

令和 1年 9月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
株式	日本	2,361,776,960	97.05
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	―	71,679,484	2.95
純資産総額		2,433,456,444	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

ａ評価額上位３０銘柄

令和 1年 9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	株式	資生堂	化学	13,300	8,337.00	110,882,100	8,629.00	114,765,700	4.72
日本	株式	キーエンス	電気機器	1,700	65,070.00	110,619,000	66,900.00	113,730,000	4.67
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	26,600	4,711.00	125,312,600	4,240.00	112,784,000	4.63
日本	株式	第一三共	医薬品	15,800	6,712.00	106,049,600	6,804.00	107,503,200	4.42
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	1,300	65,570.00	85,241,000	64,210.00	83,473,000	3.43
日本	株式	日本電産	電気機器	5,200	14,290.00	74,308,000	14,520.00	75,504,000	3.10
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	3,500	20,375.00	71,312,500	20,565.00	71,977,500	2.96
日本	株式	ＴＩＳ	情報・通信業	11,000	6,240.00	68,640,000	6,230.00	68,530,000	2.82
日本	株式	村田製作所	電気機器	13,000	4,867.00	63,271,000	5,185.00	67,405,000	2.77
日本	株式	信越化学工業	化学	5,800	11,285.00	65,453,000	11,560.00	67,048,000	2.76
日本	株式	朝日インテック	精密機器	23,000	2,430.00	55,890,000	2,837.00	65,251,000	2.68
日本	株式	エムスリー	サービス業	23,400	2,390.00	55,926,000	2,602.00	60,886,800	2.50
日本	株式	任天堂	その他製品	1,500	41,660.00	62,490,000	40,020.00	60,030,000	2.47
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	17,600	3,175.00	55,880,000	3,286.00	57,833,600	2.38
日本	株式	テルモ	精密機器	16,200	3,101.00	50,236,200	3,480.00	56,376,000	2.32
日本	株式	ＳＭＣ	機械	1,200	44,560.00	53,472,000	46,100.00	55,320,000	2.27
日本	株式	ソニー	電気機器	8,500	6,369.00	54,136,500	6,347.00	53,949,500	2.22
日本	株式	パン・パシフィック・インターナショナルホ	小売業	29,200	1,689.00	49,318,800	1,805.00	52,706,000	2.17
日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	3,000	15,355.00	46,065,000	16,440.00	49,320,000	2.03
日本	株式	太陽誘電	電気機器	18,400	2,260.00	41,584,000	2,629.00	48,373,600	1.99
日本	株式	コムシスホールディングス	建設業	12,500	2,904.00	36,300,000	3,060.00	38,250,000	1.57
日本	株式	ニチレイ	食料品	15,400	2,381.00	36,667,400	2,464.00	37,945,600	1.56
日本	株式	塩野義製薬	医薬品	6,200	5,783.00	35,854,600	5,999.00	37,193,800	1.53
日本	株式	安川電機	電気機器	9,300	3,870.00	35,991,000	3,965.00	36,874,500	1.52

日本	株式	ダイキン工業	機械	2,300	13,750.00	31,625,000	14,180.00	32,614,000	1.34
日本	株式	日本新薬	医薬品	3,500	8,540.00	29,890,000	9,090.00	31,815,000	1.31
日本	株式	ＨＯＹＡ	精密機器	3,400	8,962.00	30,470,800	8,819.00	29,984,600	1.23
日本	株式	大塚ホールディングス	医薬品	7,200	4,460.00	32,112,000	4,040.00	29,088,000	1.20
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	3,700	7,183.00	26,577,100	7,216.00	26,699,200	1.10
日本	株式	ＫＤＤＩ	情報・通信業	9,300	2,796.00	26,002,800	2,825.00	26,272,500	1.08

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 1年 9月30日現在

種類	業種	投資比率（%）
株式	建設業	2.26
	食料品	2.35
	繊維製品	0.98
	化学	9.71
	医薬品	11.30
	ガラス・土石製品	0.09
	非鉄金属	0.89
	機械	5.48
	電気機器	24.20
	輸送用機器	2.07
	精密機器	7.18
	その他製品	3.32
	陸運業	1.37
	情報・通信業	9.87
	小売業	8.35
	不動産業	0.47
	サービス業	7.14
	小計	97.05
合計		97.05

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

バリューマザーファンド

投資状況

令和 1年 9月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
株式	日本	1,342,807,750	97.49
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	―	34,569,897	2.51
純資産総額		1,377,377,647	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

ａ評価額上位３０銘柄

令和 1年 9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	166,900	545.80	91,094,020	548.40	91,527,960	6.65
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	9,800	5,735.00	56,203,000	5,779.00	56,634,200	4.11
日本	株式	京成電鉄	陸運業	11,400	4,125.00	47,025,000	4,445.00	50,673,000	3.68
日本	株式	ヤマダ電機	小売業	91,200	498.00	45,417,600	523.00	47,697,600	3.46
日本	株式	豊田自動織機	輸送用機器	7,000	6,090.00	42,630,000	6,200.00	43,400,000	3.15
日本	株式	メディパルホールディングス	卸売業	17,000	2,350.00	39,950,000	2,406.00	40,902,000	2.97
日本	株式	三菱地所	不動産業	19,600	2,033.50	39,856,600	2,084.00	40,846,400	2.97
日本	株式	ジェイ　エフ　イー　ホールディングス	鉄鋼	27,500	1,335.50	36,726,250	1,300.00	35,750,000	2.60
日本	株式	リコー	電気機器	36,200	1,004.00	36,344,800	973.00	35,222,600	2.56
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	8,300	4,711.00	39,101,300	4,240.00	35,192,000	2.56
日本	株式	デンソー	輸送用機器	7,300	4,659.00	34,010,700	4,749.00	34,667,700	2.52
日本	株式	ＳＢＩホールディングス	証券、商品先物取引業	14,700	2,373.00	34,883,100	2,311.00	33,971,700	2.47
日本	株式	プロトコーポレーション	情報・通信業	27,100	1,219.00	33,034,900	1,172.00	31,761,200	2.31
日本	株式	日立製作所	電気機器	7,500	3,989.00	29,917,500	4,023.00	30,172,500	2.19
日本	株式	三井Ｅ＆Ｓホールディングス	輸送用機器	31,500	892.00	28,098,000	948.00	29,862,000	2.17
日本	株式	三菱商事	卸売業	11,100	2,757.00	30,602,700	2,651.00	29,426,100	2.14
日本	株式	住友倉庫	倉庫・運輸関連業	20,100	1,417.00	28,481,700	1,421.00	28,562,100	2.07
日本	株式	きんでん	建設業	15,500	1,571.00	24,350,500	1,603.00	24,846,500	1.80
日本	株式	凸版印刷	その他製品	12,600	1,821.00	22,944,600	1,912.00	24,091,200	1.75

日本	株式	三菱ＵＦＪリース	その他金融業	38,600	620.00	23,932,000	624.00	24,086,400	1.75
日本	株式	大和ハウス工業	建設業	6,600	3,390.00	22,374,000	3,506.00	23,139,600	1.68
日本	株式	イビデン	電気機器	10,400	2,104.00	21,881,600	2,175.00	22,620,000	1.64
日本	株式	中部電力	電気・ガス業	14,100	1,507.00	21,248,700	1,565.00	22,066,500	1.60
日本	株式	ＴＩＳ	情報・通信業	3,500	6,240.00	21,840,000	6,230.00	21,805,000	1.58
日本	株式	伊藤ハム米久ホールディングス	食料品	31,500	654.00	20,601,000	678.00	21,357,000	1.55
日本	株式	東レ	繊維製品	26,400	777.80	20,533,920	802.10	21,175,440	1.54
日本	株式	日本触媒	化学	3,000	6,390.00	19,170,000	6,140.00	18,420,000	1.34
日本	株式	住友金属鉱山	非鉄金属	5,500	3,334.00	18,337,000	3,347.00	18,408,500	1.34
日本	株式	積水化成品工業	化学	24,100	732.00	17,641,200	749.00	18,050,900	1.31
日本	株式	ＳＵＭＣＯ	金属製品	12,200	1,469.00	17,921,800	1,450.00	17,690,000	1.28

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 1年 9月30日現在

種類	業種	投資比率（%）
株式	鉱業	1.04
	建設業	3.92
	食料品	2.82
	繊維製品	1.54
	パルプ・紙	0.52
	化学	7.13
	医薬品	0.91
	ガラス・土石製品	1.26
	鉄鋼	2.60
	非鉄金属	2.36
	金属製品	1.28
	機械	5.32
	電気機器	9.30
	輸送用機器	9.72
	その他製品	1.75
	電気・ガス業	1.60
	陸運業	4.41
	倉庫・運輸関連業	2.07
	情報・通信業	6.44
	卸売業	6.29
	小売業	3.97
	銀行業	6.65
	証券、商品先物取引業	2.47
	保険業	5.17
	その他金融業	1.75

	不動産業	2.97
	サービス業	2.25
	小計	97.49
合計		97.49

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

≪参考情報≫

運用実績

2019年9月30日現在

三菱UFJ スタイルセレクト・グロースファンド

■基準価額・純資産の推移　2009年9月30日～2019年9月30日

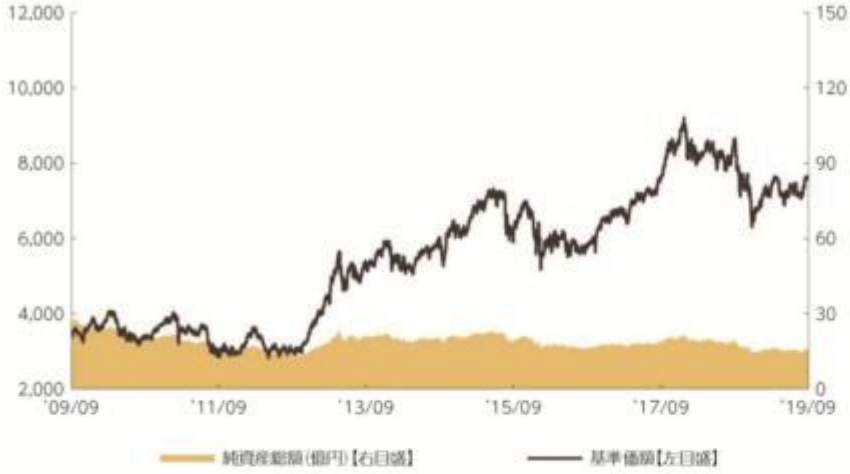

•基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	7,559円
純資産総額	15.5億円

■分配の推移

2019 年 9月	0円
2019 年 3月	0円
2018 年 9月	0円
2018 年 3月	0円
2017 年 9月	0円
2017 年 3月	0円
設定来累計	0円

•分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

	組入上位業種	比率
1	電気機器	24.1%
2	医薬品	11.3%
3	情報・通信業	9.9%
4	化学	9.7%
5	小売業	8.3%
6	精密機器	7.2%
7	サービス業	7.1%
8	機械	5.5%
9	その他製品	3.3%
10	食料品	2.3%

	組入上位銘柄	業種	比率
1	資生堂	化学	4.7%
2	キーエンス	電気機器	4.7%
3	ソフトバンクグループ	情報・通信業	4.6%
4	第一三共	医薬品	4.4%
5	ファーストリテイリング	小売業	3.4%
6	日本電産	電気機器	3.1%
7	東京エレクトロン	電気機器	3.0%
8	TIS	情報・通信業	2.8%
9	村田製作所	電気機器	2.8%
10	信越化学工業	化学	2.7%

•各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
•国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの

■年間収益率の推移

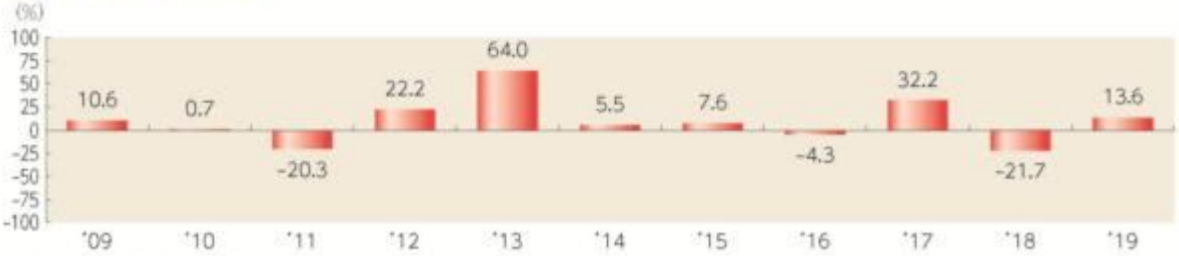

•収益率は基準価額で計算
•2019年は年初から9月30日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

三菱UFJ スタイルセレクト・バリューファンド

■基準価額・純資産の推移　2009年9月30日～2019年9月30日

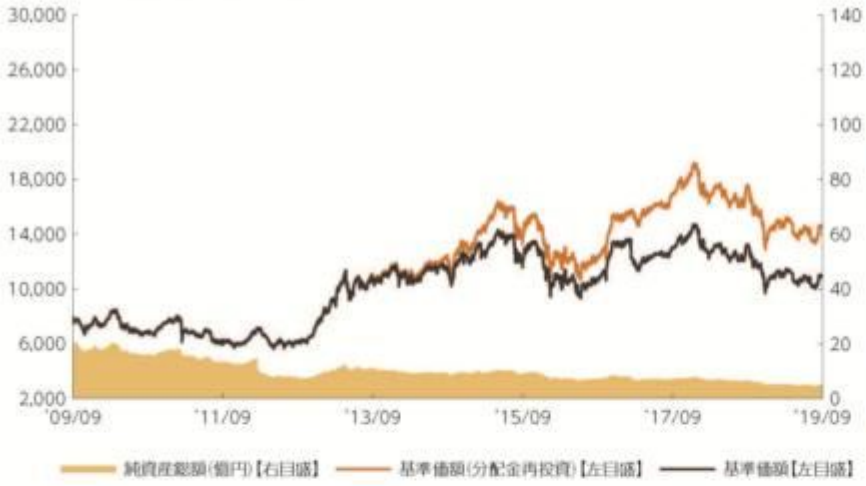

•基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
•基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	10,839円
純資産総額	4.8億円

■分配の推移

2019 年 9月	0円
2019 年 3月	0円
2018 年 9月	0円
2018 年 3月	250円
2017 年 9月	150円
2017 年 3月	1,500円
設定来累計	6,700円

•分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

	組入上位業種	比率
1	輸送用機器	9.7%
2	電気機器	9.3%
3	化学	7.1%
4	銀行業	6.6%
5	情報・通信業	6.4%
6	卸売業	6.3%
7	機械	5.3%
8	保険業	5.2%
9	陸運業	4.4%
10	小売業	4.0%

	組入上位銘柄	業種	比率
1	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	6.6%
2	東京海上ホールディングス	保険業	4.1%
3	京成電鉄	陸運業	3.7%
4	ヤマダ電機	小売業	3.5%
5	豊田自動織機	輸送用機器	3.1%
6	メディパルホールディングス	卸売業	3.0%
7	三菱地所	不動産業	3.0%
8	ジェイ　エフ　イー　ホールディングス	鉄鋼	2.6%
9	リコー	電気機器	2.6%
10	ソフトバンクグループ	情報・通信業	2.5%

•各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
•国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの

■年間収益率の推移

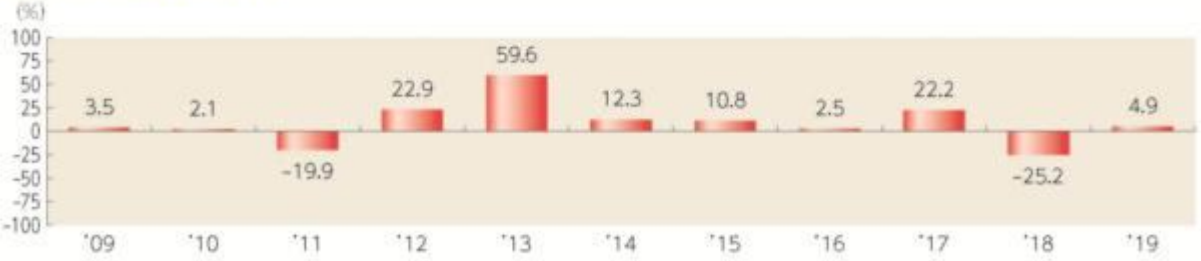

•収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
•2019年は年初から9月30日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

三菱UFJ スタイルセレクト・ブレンドファンド

■基準価額・純資産の推移　2009年9月30日～2019年9月30日

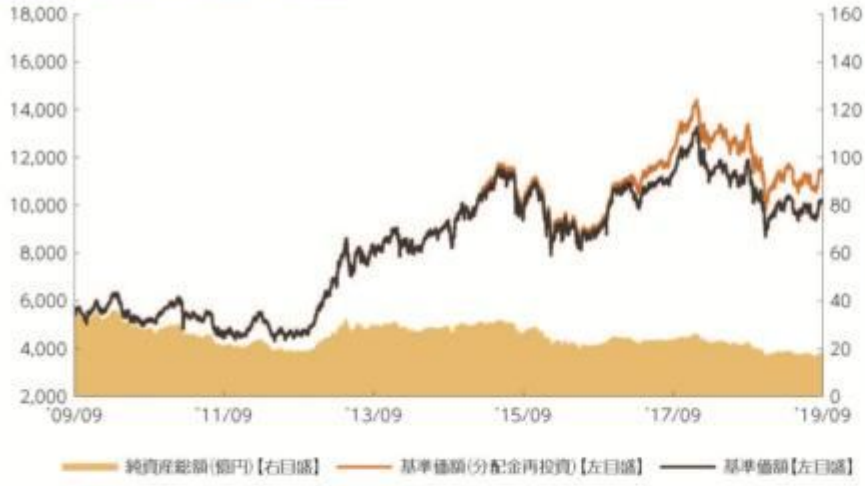

・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	10,093円
純資産総額	17.8億円

■分配の推移

2019 年 9月	0円
2019 年 3月	0円
2018 年 9月	0円
2018 年 3月	400円
2017 年 9月	250円
2017 年 3月	450円
設定来累計	1,850円

・分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

	組入上位業種	比率
1	電気機器	16.7%
2	化学	8.4%
3	情報・通信業	8.1%
4	小売業	6.1%
5	医薬品	6.1%
6	輸送用機器	5.9%
7	機械	5.4%
8	サービス業	4.7%
9	精密機器	3.6%
10	銀行業	3.3%

	組入上位銘柄	業種	比率
1	ソフトバンクグループ	情報・通信業	3.6%
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	3.3%
3	資生堂	化学	2.3%
4	キーエンス	電気機器	2.3%
5	京成電鉄	陸運業	2.3%
6	第一三共	医薬品	2.2%
7	TIS	情報・通信業	2.2%
8	東京海上ホールディングス	保険業	2.1%
9	ヤマダ電機	小売業	1.7%
10	ファーストリテイリング	小売業	1.7%

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
・国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの

■年間収益率の推移

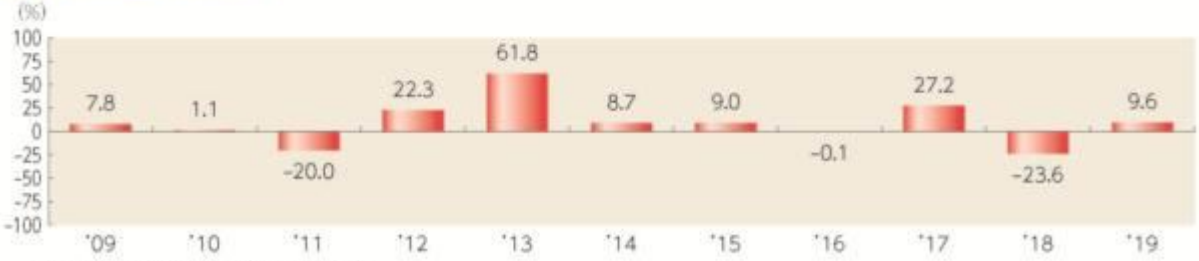

・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
・2019年は年初から9月30日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

BWマネープールファンド

■基準価額・純資産の推移　2009年9月30日～2019年9月30日

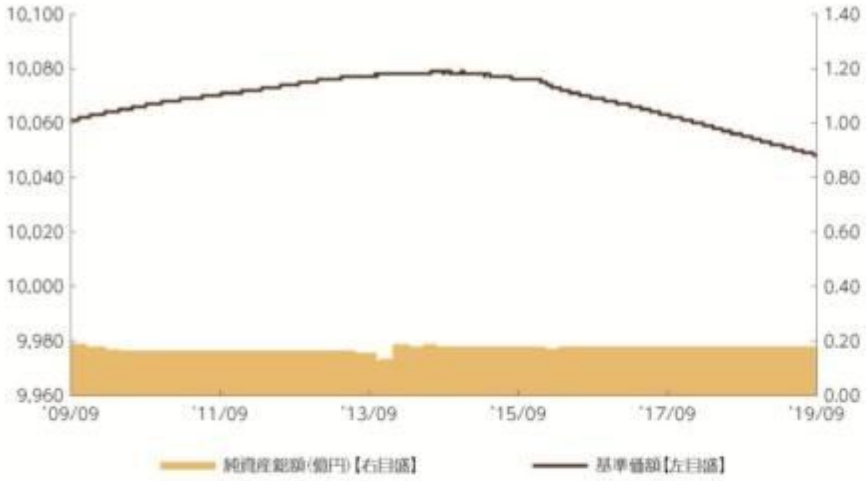

•基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	10,048円
純資産総額	0.1億円

■分配の推移

2019年 9月	0円
2019年 3月	0円
2018年 9月	0円
2018年 3月	0円
2017年 9月	0円
2017年 3月	0円
設定来累計	0円

•分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

種別構成	比率
コールローン他（負債控除後）	100.0%
合計	100.0%

■年間収益率の推移

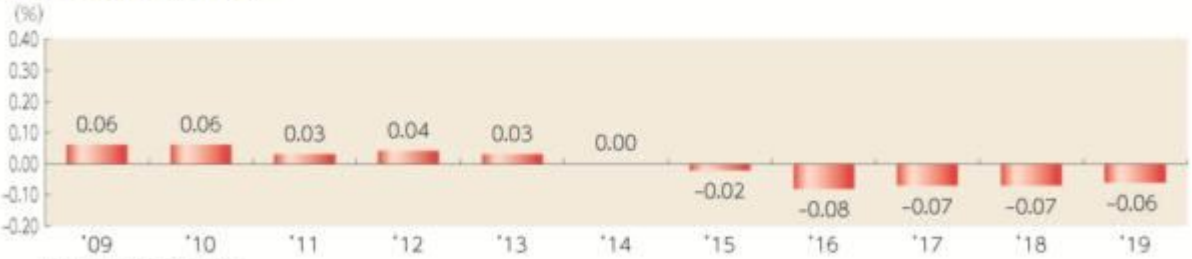

•収益率は基準価額で計算
•2019年は年初から9月30日までの収益率を表示
•ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、「BWマネープールファンド」への取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。
取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位
販売会社が定める単位

③申込価額
取得申込受付日の基準価額

④申込価額の算出頻度
原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法
申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。
また、下記においてもご照会いただけます。
三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
お客様専用フリーダイヤル　0120-151034
（受付時間：営業日の9:00～17:00）
なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。
ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/

⑥申込手数料
申込価額（発行価格）×3.3%（税抜　3%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。
「BWマネープールファンド」を取得する場合には、無手数料とします。「BWマネープールファンド」への取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

⑦申込方法
取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。
取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。
なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間
取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後３時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し
金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

①解約の受付
原則として、いつでも解約の請求ができます。
受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②解約単位

１口単位

③解約価額

解約請求受付日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額
ただし、「ＢＷマネープールファンド」の解約価額は、解約請求受付日の基準価額とします。

④信託財産留保額

解約請求受付日の基準価額に0.3%をかけた額
ただし、「ＢＷマネープールファンド」は、信託財産留保額はかかりません。

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。
なお、下記においてもご照会いただけます。
三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
お客様専用フリーダイヤル　0120-151034
（受付時間：営業日の9:00～17:00）
ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して５営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後３時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。
また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数
なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。
「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。
（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券
原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。
・転換社債／転換社債型新株予約権付社債
原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。
・公社債等
原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。
残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。
・マザーファンド
計算日における基準価額で評価します。
・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）
原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
・外貨建資産
原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。
・外国為替予約取引
原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。
・市場デリバティブ取引
原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度
原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法
基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。
なお、下記においてもご照会いただけます。
三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
お客様専用フリーダイヤル　0120-151034
（受付時間：営業日の9:00～17:00）
ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限（2000年5月2日設定）
ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

（４）【計算期間】

毎年３月11日から９月10日および９月11日から翌年３月10日まで
ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）
・各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。
委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。
委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

④異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（１ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から１年とします。ただし双方から契約満了日の３ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに１年間延長するものとし、その後も同様とします。

⑥運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.am.mufg.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（２）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第２　管理及び運営　２　換金（解約）手続等」を参照してください。

第３【ファンドの経理状況】

１　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２　当ファンドは、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づき、当期（平成31年 3月12日から令和 1年 9月10日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

【三菱ＵＦＪ　スタイルセレクト・グロースファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第37期 ［ 平成31年 3月11日現在 ］	第38期 ［ 令和 1年 9月10日現在 ］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	18,228,178	17,349,545
親投資信託受益証券	1,523,292,455	1,507,152,534
未収入金	552,756	5,292,408
流動資産合計	1,542,073,389	1,529,794,487
資産合計	1,542,073,389	1,529,794,487
負債の部		
流動負債		
未払解約金	434,880	6,330,406
未払受託者報酬	867,488	828,903
未払委託者報酬	13,879,803	13,262,467
未払利息	11	31
その他未払費用	22,497	21,493
流動負債合計	15,204,679	20,443,300
負債合計	15,204,679	20,443,300
純資産の部		
元本等		
元本	2,137,843,713	2,054,542,361
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△610,975,003	△545,191,174
（分配準備積立金）	123,731,478	127,378,244
元本等合計	1,526,868,710	1,509,351,187
純資産合計	1,526,868,710	1,509,351,187
負債純資産合計	1,542,073,389	1,529,794,487

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第37期 自　平成30年 9月11日 至　平成31年 3月11日	第38期 自　平成31年 3月12日 至　令和 1年 9月10日
営業収益		
受取利息	5	11
有価証券売買等損益	△164,719,301	57,280,390
営業収益合計	△164,719,296	57,280,401
営業費用		
支払利息	3,392	3,238
受託者報酬	867,488	828,903
委託者報酬	13,879,803	13,262,467
その他費用	22,604	21,521
営業費用合計	14,773,287	14,116,129
営業利益又は営業損失（△）	△179,492,583	43,164,272
経常利益又は経常損失（△）	△179,492,583	43,164,272
当期純利益又は当期純損失（△）	△179,492,583	43,164,272
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△4,140,501	1,318,121
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△457,967,972	△610,975,003
剰余金増加額又は欠損金減少額	22,383,294	23,959,483
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	22,383,294	23,959,483
剰余金減少額又は欠損金増加額	38,243	21,805
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	38,243	21,805
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△610,975,003	△545,191,174

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年3月10日および9月10日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は平成31年 3月12日から令和 1年 9月10日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

	第37期 [平成31年 3月11日現在]	第38期 [令和 1年 9月10日現在]
１． 期首元本額	2,246,568,261円	2,137,843,713円
期中追加設定元本額	145,812円	80,478円
期中一部解約元本額	108,870,360円	83,381,830円
２． 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	610,975,003円	545,191,174円
３． 受益権の総数	2,137,843,713口	2,054,542,361口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第37期
自 平成30年 9月11日
至 平成31年 3月11日

１.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	一円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	534,897円
分配準備積立金額	D	123,731,478円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	124,266,375円
当ファンドの期末残存口数	F	2,137,843,713口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	581円
1万口当たり分配金額	H	一円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	一円

第38期
自 平成31年 3月12日
至 令和 1年 9月10日

１.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,342,400円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	518,666円
分配準備積立金額	D	119,035,844円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	127,896,910円
当ファンドの期末残存口数	F	2,054,542,361口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	622円
1万口当たり分配金額	H	一円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	一円

（金融商品に関する注記）

1　金融商品の状況に関する事項

区分	第37期 自 平成30年 9月11日 至 平成31年 3月11日	第38期 自 平成31年 3月12日 至 令和 1年 9月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2　金融商品の時価等に関する事項

区分	第37期 ［平成31年 3月11日現在］	第38期 ［令和 1年 9月10日現在］
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	（1）有価証券	（1）有価証券
	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	同左
	（2）デリバティブ取引	（2）デリバティブ取引
	デリバティブ取引は、該当事項はありません。	同左
	（3）上記以外の金融商品	（3）上記以外の金融商品

区分	第37期 ［平成31年 3月11日現在］	第38期 ［令和 1年 9月10日現在］
	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第37期 ［平成31年 3月11日現在］	第38期 ［令和 1年 9月10日現在］
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	△158,910,708	55,521,260
合計	△158,910,708	55,521,260

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第37期 ［平成31年 3月11日現在］	第38期 ［令和 1年 9月10日現在］
1口当たり純資産額	0.7142円	0.7346円
(1万口当たり純資産額)	(7,142円)	(7,346円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	グロースマザーファンド	1,468,816,426	1,507,152,534	
合計		1,468,816,426	1,507,152,534	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ　スタイルセレクト・バリューファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第37期 ［ 平成31年 3月11日現在 ］	第38期 ［ 令和 1年 9月10日現在 ］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,288,397	5,484,611
親投資信託受益証券	500,940,304	477,134,825
未収入金	36,564	67,927
流動資産合計	507,265,265	482,687,363
資産合計	507,265,265	482,687,363
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	1,477,821
未払受託者報酬	302,717	262,909
未払委託者報酬	4,843,378	4,206,447
未払利息	4	9
その他未払費用	7,808	6,779
流動負債合計	5,153,907	5,953,965
負債合計	5,153,907	5,953,965
純資産の部		
元本等		
元本	459,340,380	448,138,822
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	42,770,978	28,594,576
（分配準備積立金）	120,267,540	120,365,182
元本等合計	502,111,358	476,733,398
純資産合計	502,111,358	476,733,398
負債純資産合計	507,265,265	482,687,363

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第37期 自　平成30年 9月11日 至　平成31年 3月11日	第38期 自　平成31年 3月12日 至　令和 1年 9月10日
営業収益		
受取利息	1	3
有価証券売買等損益	△54,259,025	△8,731,456
営業収益合計	△54,259,024	△8,731,453
営業費用		
支払利息	1,138	982
受託者報酬	302,717	262,909
委託者報酬	4,843,378	4,206,447
その他費用	7,845	6,787
営業費用合計	5,155,078	4,477,125
営業利益又は営業損失（△）	△59,414,102	△13,208,578
経常利益又は経常損失（△）	△59,414,102	△13,208,578
当期純利益又は当期純損失（△）	△59,414,102	△13,208,578
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△5,384,044	△41,854
期首剰余金又は期首欠損金（△）	108,820,354	42,770,978
剰余金減少額又は欠損金増加額	12,019,318	1,009,678
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	12,019,318	1,009,678
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	42,770,978	28,594,576

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年3月10日および9月10日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は平成31年 3月12日から令和 1年 9月10日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

	第37期 [平成31年 3月11日現在]	第38期 [令和 1年 9月10日現在]
１． 期首元本額	517,256,432円	459,340,380円
期中追加設定元本額	―円	―円
期中一部解約元本額	57,916,052円	11,201,558円
２． 受益権の総数	459,340,380口	448,138,822口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第37期 自 平成30年 9月11日 至 平成31年 3月11日	第38期 自 平成31年 3月12日 至 令和 1年 9月10日

１.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,085,345円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	18,206,838円
分配準備積立金額	D	119,182,195円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	138,474,378円
当ファンドの期末残存口数	F	459,340,380口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,014円
1万口当たり分配金額	H	―円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	―円

１.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,997,189円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	17,762,838円
分配準備積立金額	D	117,367,993円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	138,128,020円
当ファンドの期末残存口数	F	448,138,822口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,082円
1万口当たり分配金額	H	―円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	―円

（金融商品に関する注記）

１　金融商品の状況に関する事項

区分	第37期 自 平成30年 9月11日 至 平成31年 3月11日	第38期 自 平成31年 3月12日 至 令和 1年 9月10日
１.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
２.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
３.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

２　金融商品の時価等に関する事項

区分	第37期 ［平成31年 3月11日現在］	第38期 ［令和 1年 9月10日現在］
１.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２.時価の算定方法	（１）有価証券	（１）有価証券
	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	同左
	（２）デリバティブ取引	（２）デリバティブ取引
	デリバティブ取引は、該当事項はありません。	同左
	（３）上記以外の金融商品	（３）上記以外の金融商品
	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左

区分	第37期 ［平成31年 3月11日現在］	第38期 ［令和 1年 9月10日現在］
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	第37期 ［平成31年 3月11日現在］	第38期 ［令和 1年 9月10日現在］
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	△49,348,522	△8,643,611
合計	△49,348,522	△8,643,611

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第37期 ［平成31年 3月11日現在］	第38期 ［令和 1年 9月10日現在］
1口当たり純資産額	1.0931円	1.0638円
(1万口当たり純資産額)	(10,931円)	(10,638円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	バリューマザーファンド	188,725,111	477,134,825	
合計		188,725,111	477,134,825	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ　スタイルセレクト・ブレンドファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第37期 ［ 平成31年 3月11日現在 ］	第38期 ［ 令和 1年 9月10日現在 ］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	20,959,921	19,327,023
親投資信託受益証券	1,818,154,388	1,747,139,335
未収入金	1,639,798	2,618,558
流動資産合計	1,840,754,107	1,769,084,916
資産合計	1,840,754,107	1,769,084,916
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,178,449	2,375,960
未払受託者報酬	1,043,650	966,524
未払委託者報酬	16,698,281	15,464,331
未払利息	13	35
その他未払費用	27,075	25,067
流動負債合計	19,947,468	18,831,917
負債合計	19,947,468	18,831,917
純資産の部		
元本等		
元本	1,852,162,400	1,775,675,002
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△31,355,761	△25,422,003
（分配準備積立金）	347,260,724	337,301,727
元本等合計	1,820,806,639	1,750,252,999
純資産合計	1,820,806,639	1,750,252,999
負債純資産合計	1,840,754,107	1,769,084,916

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第37期 自　平成30年 9月11日 至　平成31年 3月11日	第38期 自　平成31年 3月12日 至　令和 1年 9月10日
営業収益		
受取利息	6	12
有価証券売買等損益	△190,557,208	21,294,172
営業収益合計	△190,557,202	21,294,184
営業費用		
支払利息	3,920	3,551
受託者報酬	1,043,650	966,524
委託者報酬	16,698,281	15,464,331
その他費用	27,204	25,096
営業費用合計	17,773,055	16,459,502
営業利益又は営業損失（△）	△208,330,257	4,834,682
経常利益又は経常損失（△）	△208,330,257	4,834,682
当期純利益又は当期純損失（△）	△208,330,257	4,834,682
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△4,189,589	395,167
期首剰余金又は期首欠損金（△）	181,557,900	△31,355,761
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,076	1,496,231
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	1,496,231
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,076	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,775,069	1,988
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,775,069	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	1,988
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△31,355,761	△25,422,003

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年3月10日および9月10日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は平成31年 3月12日から令和 1年 9月10日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

	第37期 [平成31年 3月11日現在]	第38期 [令和 1年 9月10日現在]
１． 期首元本額	1,949,022,764円	1,852,162,400円
期中追加設定元本額	202,369円	177,997円
期中一部解約元本額	97,062,733円	76,665,395円
２． 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	31,355,761円	25,422,003円
３． 受益権の総数	1,852,162,400口	1,775,675,002口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第37期
自 平成30年 9月11日
至 平成31年 3月11日

１.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	一円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	3,151,605円
分配準備積立金額	D	347,260,724円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	350,412,329円
当ファンドの期末残存口数	F	1,852,162,400口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,891円
1万口当たり分配金額	H	一円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	一円

第38期
自 平成31年 3月12日
至 令和 1年 9月10日

１.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,215,968円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	3,054,446円
分配準備積立金額	D	333,085,759円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	340,356,173円
当ファンドの期末残存口数	F	1,775,675,002口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,916円
1万口当たり分配金額	H	一円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	一円

（金融商品に関する注記）

1　金融商品の状況に関する事項

区分	第37期 自 平成30年 9月11日 至 平成31年 3月11日	第38期 自 平成31年 3月12日 至 令和 1年 9月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2　金融商品の時価等に関する事項

区分	第37期 ［平成31年 3月11日現在］	第38期 ［令和 1年 9月10日現在］
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	（1）有価証券	（1）有価証券
	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	同左
	（2）デリバティブ取引	（2）デリバティブ取引
	デリバティブ取引は、該当事項はありません。	同左
	（3）上記以外の金融商品	（3）上記以外の金融商品

区分	第37期 ［平成31年 3月11日現在］	第38期 ［令和 1年 9月10日現在］
	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第37期 ［平成31年 3月11日現在］	第38期 ［令和 1年 9月10日現在］
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	△184,319,754	15,311,587
合計	△184,319,754	15,311,587

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第37期 ［平成31年 3月11日現在］	第38期 ［令和 1年 9月10日現在］
1口当たり純資産額	0.9831円	0.9857円
(1万口当たり純資産額)	(9,831円)	(9,857円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	グロースマザーファンド	842,736,131	864,731,544	
	バリューマザーファンド	349,026,102	882,407,791	
合計		1,191,762,233	1,747,139,335	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【BWマネープールファンド】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第37期 ［ 平成31年 3月11日現在 ］	第38期 ［ 令和 1年 9月10日現在 ］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	17,874,505	17,868,118
流動資産合計	17,874,505	17,868,118
資産合計	17,874,505	17,868,118
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	329	334
未払委託者報酬	590	586
未払利息	11	32
その他未払費用	8	4
流動負債合計	938	956
負債合計	938	956
純資産の部		
元本等		
元本	17,780,788	17,780,788
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	92,779	86,374
（分配準備積立金）	48,192	48,192
元本等合計	17,873,567	17,867,162
純資産合計	17,873,567	17,867,162
負債純資産合計	17,874,505	17,868,118

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第37期 自　平成30年 9月11日 至　平成31年 3月11日	第38期 自　平成31年 3月12日 至　令和 1年 9月10日
営業収益		
受取利息	△10	△22
営業収益合計	△10	△22
営業費用		
支払利息	5,499	5,421
受託者報酬	329	334
委託者報酬	590	586
その他費用	188	42
営業費用合計	6,606	6,383
営業利益又は営業損失（△）	△6,616	△6,405
経常利益又は経常損失（△）	△6,616	△6,405
当期純利益又は当期純損失（△）	△6,616	△6,405
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）	99,395	92,779
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	92,779	86,374

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年3月10日および9月10日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は平成31年 3月12日から令和 1年 9月10日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

	第37期 [平成31年 3月11日現在]	第38期 [令和 1年 9月10日現在]
１． 期首元本額	17,780,788円	17,780,788円
期中追加設定元本額	―円	―円
期中一部解約元本額	―円	―円
２． 受益権の総数	17,780,788口	17,780,788口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第37期
自 平成30年 9月11日
至 平成31年 3月11日

１.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	―円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	98,667円
分配準備積立金額	D	48,192円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	146,859円
当ファンドの期末残存口数	F	17,780,788口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	82円
1万口当たり分配金額	H	―円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	―円

第38期
自 平成31年 3月12日
至 令和 1年 9月10日

１.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	―円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	98,667円
分配準備積立金額	D	48,192円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	146,859円
当ファンドの期末残存口数	F	17,780,788口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	82円
1万口当たり分配金額	H	―円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	―円

（金融商品に関する注記）

１　金融商品の状況に関する事項

区分	第37期 自 平成30年 9月11日 至 平成31年 3月11日	第38期 自 平成31年 3月12日 至 令和 1年 9月10日
１.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
２.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
３.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

２　金融商品の時価等に関する事項

区分	第37期 ［平成31年 3月11日現在］	第38期 ［令和 1年 9月10日現在］
１.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２.時価の算定方法	（１）有価証券	（１）有価証券
	売買目的有価証券は、該当事項はありません。	同左
	（２）デリバティブ取引	（２）デリバティブ取引
	デリバティブ取引は、該当事項はありません。	同左
	（３）上記以外の金融商品	（３）上記以外の金融商品
	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左

区分	第37期 ［平成31年 3月11日現在］	第38期 ［令和 1年 9月10日現在］
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第37期 ［平成31年 3月11日現在］	第38期 ［令和 1年 9月10日現在］
1口当たり純資産額	1.0052円	1.0049円
(1万口当たり純資産額)	(10,052円)	(10,049円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表
(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

グロースマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	［令和 1年 9月10日現在］
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	58,942,378
株式	2,318,533,730
未収配当金	1,096,925
流動資産合計	2,378,573,033
資産合計	2,378,573,033
負債の部	
流動負債	
未払解約金	6,601,855
未払利息	106
流動負債合計	6,601,961
負債合計	6,601,961
純資産の部	
元本等	
元本	2,311,552,557
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	60,418,515
元本等合計	2,371,971,072
純資産合計	2,371,971,072
負債純資産合計	2,378,573,033

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 1年 9月10日現在]
１．　期首	平成31年 3月12日
期首元本額	2,558,343,574円
期中追加設定元本額	一円
期中一部解約元本額	246,791,017円
元本の内訳※	
三菱ＵＦＪ　スタイルセレクト・グロースファンド	1,468,816,426円
三菱ＵＦＪ　スタイルセレクト・ブレンドファンド	842,736,131円
合計	2,311,552,557円
２．　受益権の総数	2,311,552,557口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

１　金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成31年 3月12日 至 令和 1年 9月10日
１.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
３.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

２　金融商品の時価等に関する事項

区分	［令和 1年 9月10日現在］
１.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
２.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品

区分	［令和 1年 9月10日現在］
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	［令和 1年 9月10日現在］
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	95,122,388
合計	95,122,388

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	［令和 1年 9月10日現在］
1口当たり純資産額	1.0261円
(1万口当たり純資産額)	(10,261円)

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式

（単位：円）

	銘　柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
1721	コムシスホールディングス	12,500	2,904.00	36,300,000	
1801	大成建設	4,000	3,950.00	15,800,000	
2267	ヤクルト本社	3,200	6,030.00	19,296,000	
2871	ニチレイ	15,400	2,381.00	36,667,400	
3402	東レ	29,600	777.80	23,022,880	
4004	昭和電工	8,800	2,988.00	26,294,400	
4063	信越化学工業	6,000	11,285.00	67,710,000	
4208	宇部興産	5,300	2,174.00	11,522,200	
4911	資生堂	13,300	8,337.00	110,882,100	
4967	小林製薬	2,200	7,880.00	17,336,000	
4507	塩野義製薬	6,200	5,783.00	35,854,600	
4516	日本新薬	3,500	8,540.00	29,890,000	
4519	中外製薬	3,100	7,670.00	23,777,000	
4523	エーザイ	3,800	5,378.00	20,436,400	
4568	第一三共	16,100	6,712.00	108,063,200	
4578	大塚ホールディングス	7,200	4,460.00	32,112,000	
4587	ペプチドリーム	4,400	5,140.00	22,616,000	
5301	東海カーボン	2,000	1,119.00	2,238,000	
5713	住友金属鉱山	6,500	3,334.00	21,671,000	
6273	ＳＭＣ	1,200	44,560.00	53,472,000	
6326	クボタ	13,200	1,570.50	20,730,600	
6367	ダイキン工業	2,300	13,750.00	31,625,000	
6383	ダイフク	4,300	5,270.00	22,661,000	
6501	日立製作所	2,700	3,989.00	10,770,300	
6504	富士電機	6,300	3,260.00	20,538,000	
6506	安川電機	9,300	3,870.00	35,991,000	
6594	日本電産	5,200	14,290.00	74,308,000	
6754	アンリツ	11,600	1,897.00	22,005,200	
6758	ソニー	8,800	6,369.00	56,047,200	
6841	横河電機	11,400	1,970.00	22,458,000	
6861	キーエンス	1,700	65,070.00	110,619,000	
6941	山一電機	4,700	1,195.00	5,616,500	
6954	ファナック	100	19,470.00	1,947,000	
6963	ローム	1,300	8,280.00	10,764,000	
6976	太陽誘電	18,400	2,260.00	41,584,000	
6981	村田製作所	13,400	4,867.00	65,217,800	
7276	小糸製作所	6,700	5,150.00	34,505,000	
8035	東京エレクトロン	3,500	20,375.00	71,312,500	
7202	いすゞ自動車	13,900	1,195.00	16,610,500	
7203	トヨタ自動車	3,700	7,183.00	26,577,100	

7205	日野自動車	600	908.00	544,800	
4543	テルモ	16,200	3,101.00	50,236,200	
7701	島津製作所	8,500	2,662.00	22,627,000	
7741	ＨＯＹＡ	3,400	8,962.00	30,470,800	
7747	朝日インテック	23,800	2,430.00	57,834,000	
7951	ヤマハ	4,300	4,645.00	19,973,500	
7974	任天堂	1,500	41,660.00	62,490,000	
9009	京成電鉄	5,100	4,125.00	21,037,500	
9064	ヤマトホールディングス	6,500	1,864.00	12,116,000	
3626	ＴＩＳ	11,000	6,240.00	68,640,000	
4689	ヤフー	65,000	289.00	18,785,000	
9433	ＫＤＤＩ	9,300	2,796.00	26,002,800	
9437	ＮＴＴドコモ	4,700	2,751.00	12,929,700	
9984	ソフトバンクグループ	26,600	4,711.00	125,312,600	
3563	スシローグローバルホールディングス	3,500	6,810.00	23,835,000	
7532	パン・パシフィック・インターナショナルホ	29,200	1,689.00	49,318,800	
8252	丸井グループ	11,300	2,193.00	24,780,900	
9843	ニトリホールディングス	1,000	15,145.00	15,145,000	
9983	ファーストリテイリング	1,300	65,570.00	85,241,000	
8801	三井不動産	4,300	2,511.50	10,799,450	
2413	エムスリー	23,400	2,390.00	55,926,000	
4661	オリエンタルランド	3,000	15,355.00	46,065,000	
6069	トレンダーズ	9,800	581.00	5,693,800	
6098	リクルートホールディングス	17,600	3,175.00	55,880,000	
合　計		587,700		2,318,533,730	

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

バリューマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	［令和 1年 9月10日現在］
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	13,520,148
株式	1,341,053,940
未収入金	7,709,062
流動資産合計	1,362,283,150
資産合計	1,362,283,150
負債の部	
流動負債	
未払金	1,340,024
未払解約金	1,377,038
未払利息	24
流動負債合計	2,717,086
負債合計	2,717,086
純資産の部	
元本等	
元本	537,751,213
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	821,814,851
元本等合計	1,359,566,064
純資産合計	1,359,566,064
負債純資産合計	1,362,283,150

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 1年 9月10日現在]
1． 期首	平成31年 3月12日
期首元本額	510,420,772円
期中追加設定元本額	47,729,399円
期中一部解約元本額	20,398,958円
元本の内訳※	
三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・バリューファンド	188,725,111円
三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・ブレンドファンド	349,026,102円
合計	537,751,213円
2． 受益権の総数	537,751,213口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成31年 3月12日 至 令和 1年 9月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

２　金融商品の時価等に関する事項

区分	［令和 1年 9月10日現在］
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	［令和 1年 9月10日現在］ 当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	△33,083,562
合計	△33,083,562

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	［令和 1年 9月10日現在］
1口当たり純資産額	2.5282円
(1万口当たり純資産額)	(25,282円)

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式

（単位：円）

	銘　柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
1605	国際石油開発帝石	14,500	937.30	13,590,850	
1925	大和ハウス工業	6,600	3,390.00	22,374,000	
1944	きんでん	15,500	1,571.00	24,350,500	
1964	中外炉工業	4,000	1,455.00	5,820,000	
2270	雪印メグミルク	6,700	2,447.00	16,394,900	
2296	伊藤ハム米久ホールディングス	31,500	654.00	20,601,000	
3402	東レ	26,400	777.80	20,533,920	
3708	特種東海製紙	1,900	3,740.00	7,106,000	
4041	日本曹達	5,000	2,561.00	12,805,000	
4047	関東電化工業	19,100	745.00	14,229,500	
4078	堺化学工業	3,300	2,447.00	8,075,100	
4092	日本化学工業	6,700	2,285.00	15,309,500	
4114	日本触媒	3,000	6,390.00	19,170,000	
4228	積水化成品工業	24,100	732.00	17,641,200	
5208	有沢製作所	9,000	1,030.00	9,270,000	

4502	武田薬品工業	3,400	3,629.00	12,338,600	
5233	太平洋セメント	6,000	2,843.00	17,058,000	
5411	ジェイ　エフ　イー　ホールディングス	27,500	1,335.50	36,726,250	
5713	住友金属鉱山	5,500	3,334.00	18,337,000	
5801	古河電気工業	5,400	2,488.00	13,435,200	
3436	ＳＵＭＣＯ	12,200	1,469.00	17,921,800	
6104	東芝機械	5,500	2,234.00	12,287,000	
6113	アマダホールディングス	12,300	1,171.00	14,403,300	
6135	牧野フライス製作所	2,000	4,715.00	9,430,000	
6301	小松製作所	5,600	2,414.00	13,518,400	
6315	ＴＯＷＡ	8,900	771.00	6,861,900	
6457	グローリー	5,200	3,015.00	15,678,000	
4062	イビデン	10,400	2,104.00	21,881,600	
6501	日立製作所	7,500	3,989.00	29,917,500	
6702	富士通	2,000	8,448.00	16,896,000	
6809	ＴＯＡ	6,100	1,223.00	7,460,300	
7735	ＳＣＲＥＥＮホールディングス	2,400	6,310.00	15,144,000	
7752	リコー	36,200	1,004.00	36,344,800	
6201	豊田自動織機	7,000	6,090.00	42,630,000	
6902	デンソー	7,300	4,659.00	34,010,700	
7003	三井Ｅ＆Ｓホールディングス	31,500	892.00	28,098,000	
7105	三菱ロジスネクスト	8,500	1,110.00	9,435,000	
7259	アイシン精機	5,100	3,455.00	17,620,500	
7911	凸版印刷	12,600	1,821.00	22,944,600	
9502	中部電力	14,100	1,507.00	21,248,700	
9009	京成電鉄	11,400	4,125.00	47,025,000	
9086	日立物流	3,200	3,235.00	10,352,000	
9303	住友倉庫	20,100	1,417.00	28,481,700	
3626	ＴＩＳ	3,500	6,240.00	21,840,000	
4298	プロトコーポレーション	27,100	1,219.00	33,034,900	
9984	ソフトバンクグループ	8,300	4,711.00	39,101,300	
7414	小野建	12,400	1,330.00	16,492,000	
7459	メディパルホールディングス	17,000	2,350.00	39,950,000	
8058	三菱商事	11,100	2,757.00	30,602,700	
2790	ナフコ	13,500	1,330.00	17,955,000	
9831	ヤマダ電機	91,200	498.00	45,417,600	
8306	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	166,900	545.80	91,094,020	
8473	ＳＢＩホールディングス	14,700	2,373.00	34,883,100	
8729	ソニーフィナンシャルホールディングス	6,200	2,378.00	14,743,600	
8766	東京海上ホールディングス	9,800	5,735.00	56,203,000	
8593	三菱ＵＦＪリース	38,600	620.00	23,932,000	

8802	三菱地所	19,600	2,033.50	39,856,600	
2432	ディー・エヌ・エー	9,100	1,948.00	17,726,800	
4324	電通	3,600	3,740.00	13,464,000	
合　計		914,800		1,341,053,940	

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【三菱ＵＦＪ　スタイルセレクト・グロースファンド】

【純資産額計算書】

令和 1年 9月30日現在
（単位：円）

Ⅰ　資産総額	1,553,027,329
Ⅱ　負債総額	2,167,703
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,550,859,626
Ⅳ　発行済口数	2,051,723,194口
Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	0.7559
（10,000口当たり）	（7,559）

【三菱ＵＦＪ　スタイルセレクト・バリューファンド】

【純資産額計算書】

令和 1年 9月30日現在
（単位：円）

Ⅰ　資産総額	485,725,691
Ⅱ　負債総額	2,688,396
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	483,037,295
Ⅳ　発行済口数	445,638,822口
Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0839
（10,000口当たり）	（10,839）

【三菱ＵＦＪ　スタイルセレクト・ブレンドファンド】

【純資産額計算書】

令和 1年 9月30日現在
（単位：円）

Ⅰ　資産総額	1,786,710,799
Ⅱ　負債総額	1,805,551
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,784,905,248
Ⅳ　発行済口数	1,768,533,700口
Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0093
（10,000口当たり）	（10,093）

【BWマネープールファンド】

【純資産額計算書】

令和 1年 9月30日現在
（単位：円）

Ⅰ　資産総額	17,866,650
Ⅱ　負債総額	136
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	17,866,514
Ⅳ　発行済口数	17,780,788口
Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0048
（10,000口当たり）	（10,048）

（参考）

グロースマザーファンド

純資産額計算書

令和 1年 9月30日現在
（単位：円）

Ⅰ　資産総額	2,457,702,094
Ⅱ　負債総額	24,245,650
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,433,456,444
Ⅳ　発行済口数	2,302,450,428口
Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0569
（10,000口当たり）	（10,569）

バリューマザーファンド

純資産額計算書

令和 1年 9月30日現在
（単位：円）

Ⅰ　資産総額	1,379,706,926
Ⅱ　負債総額	2,329,279
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,377,377,647
Ⅳ　発行済口数	534,140,656口
Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	2.5787
（10,000口当たり）	（25,787）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

2019年9月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング１

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング２

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。
2019年 9月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本　数 （本）	純資産総額 （百万円）
追加型株式投資信託	871	13,343,333
追加型公社債投資信託	16	1,168,873
単位型株式投資信託	72	350,116
単位型公社債投資信託	4	25,793
合　計	963	14,888,115

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（1）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34期事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

(単位：千円)

	第33期 (平成30年3月31日現在)		第34期 (平成31年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	54,140,307	※2	53,969,686
有価証券		19,967		1,403,513
前払費用		362,886		514,587
未収入金		2,109		2,284
未収委託者報酬		9,770,529		9,995,458
未収収益	※2	674,156	※2	560,483
金銭の信託	※2	30,000	※2	100,000
その他		224,645		153,256
流動資産合計		65,224,602		66,699,271

固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	760,010	※1	617,032
器具備品	※1	724,852	※1	665,247
土地		1,356,000		628,433
有形固定資産合計		2,840,863		1,910,713
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		2,654,296		3,670,753
ソフトウェア仮勘定		1,097,970		536,345
無形固定資産合計		3,768,090		4,222,921
投資その他の資産				
投資有価証券		26,361,327		21,408,781
関係会社株式		320,136		320,136
投資不動産		-	※1	824,268
長期差入保証金		627,141		593,536
前払年金費用		434,700		415,234
繰延税金資産		1,237,989		1,496,180
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		29,002,925		25,079,767
固定資産合計		35,611,879		31,213,401
資産合計		100,836,481		97,912,673

(単位：千円)

	第33期 (平成30年3月31日現在)		第34期 (平成31年3月31日現在)	
(負債の部)				
流動負債				
預り金		359,176		293,258
未払金				
未払収益分配金		174,333		170,281
未払償還金		456,159		448,695
未払手数料	※2	3,905,670	※2	3,990,054
その他未払金	※2	4,330,584	※2	3,961,765
未払費用	※2	4,388,803	※2	3,803,995
未払消費税等		99,010		194,852
未払法人税等		736,829		573,657
賞与引当金		906,167		901,135
役員賞与引当金		125,343		140,100
その他		842,194		868,992
流動負債合計		16,324,272		15,346,788
固定負債				
長期未払金		-		43,200
退職給付引当金		720,536		860,851
役員退職慰労引当金		187,562		144,303
時効後支払損引当金		254,851		247,767
固定負債合計		1,162,951		1,296,122
負債合計		17,487,223		16,642,910

(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	27,790,911	26,069,594
利益剰余金合計	35,131,500	33,410,184
株主資本合計	81,864,344	80,143,028

(単位：千円)

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,484,913	1,126,733
評価・換算差額等合計	1,484,913	1,126,733
純資産合計	83,349,257	81,269,762
負債純資産合計	100,836,481	97,912,673

（２）【損益計算書】

(単位：千円)

	第33期 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）		第34期 （自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）	
営業収益				
委託者報酬		75,423,596		70,375,414
投資顧問料		2,723,458		2,505,299
その他営業収益		48,215		18,844
営業収益合計		78,195,269		72,899,557
営業費用				
支払手数料	※2	30,906,879	※2	28,533,952
広告宣伝費		730,784		739,643
公告費		1,000		500
調査費				
調査費		1,723,057		1,794,755
委託調査費		13,467,029		12,194,996
事務委託費		864,916		1,016,816
営業雑経費				
通信費		178,652		170,794
印刷費		467,973		427,442
協会費		50,251		48,375
諸会費		15,328		16,175
事務機器関連費		1,635,079		1,841,631

その他営業雑経費	23,250	-
営業費用合計	50,064,204	46,785,083
一般管理費		
給料		
役員報酬	349,359	349,083
給料・手当	6,421,837	6,453,717
賞与引当金繰入	906,167	901,135
役員賞与引当金繰入	125,343	140,100
福利厚生費	1,231,033	1,234,293
交際費	13,012	13,011
旅費交通費	192,192	200,426
租税公課	410,229	373,201
不動産賃借料	678,182	654,886
退職給付費用	423,171	428,912
役員退職慰労引当金繰入	47,889	51,159
固定資産減価償却費	1,115,719	1,252,321
諸経費	450,299	523,213
一般管理費合計	12,364,437	12,575,461
営業利益	15,766,627	13,539,012

(単位：千円)

	第33期 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）		第34期 （自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）	
営業外収益				
受取配当金		349,402		181,073
受取利息	※2	483	※2	1,913
投資有価証券償還益		81,580		416,706
収益分配金等時効完成分		91,672		44,392
受取賃貸料		-	※2	38,388
その他		9,989		11,871
営業外収益合計		533,128		694,346
営業外費用				
投資有価証券償還損		30,114		118,173
時効後支払損引当金繰入		43,182		1,166
事務過誤費		10,402		420
賃貸関連費用		-		35,994
その他		3,829		1,481
営業外費用合計		87,529		157,235
経常利益		16,212,226		14,076,123
特別利益				
投資有価証券売却益		516,394		501,778
ゴルフ会員権売却益		7,495		-
特別利益合計		523,889		501,778
特別損失				
投資有価証券売却損		105,903		135,399
投資有価証券評価損		102,096		62,310
固定資産除却損	※1	54	※1	4,848
固定資産売却損		-		225
システム関連費		-		322,986

商標使用料		-		90,000
特別損失合計		208,054		615,770
税引前当期純利益		16,528,061		13,962,130
法人税、住民税及び事業税	※2	5,252,224	※2	4,420,179
法人税等調整額		△76,092		△100,112
法人税等合計		5,176,132		4,320,066
当期純利益		11,351,928		9,642,064

（３）【株主資本等変動計算書】

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	43,034,713	50,375,303	97,108,147
当期変動額									
剰余金の配当							△26,595,731	△26,595,731	△26,595,731
当期純利益							11,351,928	11,351,928	11,351,928
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△15,243,802	△15,243,802	△15,243,802
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,790,911	35,131,500	81,864,344

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,494,586	1,494,586	98,602,734
当期変動額			
剰余金の配当			△26,595,731
当期純利益			11,351,928
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△9,673	△9,673	△9,673
当期変動額合計	△9,673	△9,673	△15,253,476
当期末残高	1,484,913	1,484,913	83,349,257

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,790,911	35,131,500	81,864,344
当期変動額									
剰余金の配当							△11,363,380	△11,363,380	△11,363,380
当期純利益							9,642,064	9,642,064	9,642,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△1,721,316	△1,721,316	△1,721,316
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028

	評価・換算差額等	

	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	純資産合計
当期首残高	1,484,913	1,484,913	83,349,257
当期変動額			
剰余金の配当			△11,363,380
当期純利益			9,642,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△358,179	△358,179	△358,179
当期変動額合計	△358,179	△358,179	△2,079,495
当期末残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762

[注記事項]

（重要な会計方針）

1.有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定

額法により費用処理することとしております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金
時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理
税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2)連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

（表示方法の変更）
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。
この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」490,903千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,237,989千円に含めて表示しております。

（未適用の会計基準等）
・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年３月30日 企業会計基準委員会）
・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年３月30日 企業会計基準委員会）

(1)概要
国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年５月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。
企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2)適用予定日
令和４年３月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響
「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）
※1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
建物	604,123千円	551,025千円
器具備品	1,215,234千円	1,350,407千円
投資不動産	―	138,024千円

※2.関係会社に対する主な資産・負債
区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
預金	41,809,118千円	240,211千円
未収収益	40,621千円	25,307千円
金銭の信託	30,000千円	100,000千円
未払手数料	1,577,059千円	671,568千円
その他未払金	3,850,734千円	3,217,341千円
未払費用	430,491千円	444,754千円

（損益計算書関係）
※1.固定資産除却損の内訳

	第33期 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）	第34期 （自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）
建物	―	2,547千円
器具備品	54千円	2,301千円
計	54千円	4,848千円

※2.関係会社に対する主な取引
区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第33期 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）	第34期 （自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）
支払手数料	11,380,244千円	5,298,064千円
受取利息	380千円	3千円
受取賃貸料	―	38,388千円
法人税、住民税及び事業税	3,851,536千円	3,216,517千円

（株主資本等変動計算書関係）
第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 （株）	当事業年度増加 株式数 （株）	当事業年度減少 株式数 （株）	当事業年度末 株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	211,581	―	―	211,581
合計	211,581	―	―	211,581

2.配当に関する事項
(1)配当金支払額
平成29年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
① 配当金の総額 26,595,731千円
② １株当たり配当額 125,700円
③ 基準日 平成29年3月31日
④ 効力発生日 平成29年6月29日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
① 配当金の総額 11,363,380千円
② 配当の原資 利益剰余金
③ １株当たり配当額 53,707円
④ 基準日 平成30年3月31日

⑤　効力発生日　平成30年6月28日

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	―	―	211,581
合計	211,581	―	―	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額　11,363,380千円
② １株当たり配当額　53,707円
③ 基準日　平成30年3月31日
④ 効力発生日　平成30年6月28日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額　9,675,175千円
② 配当の原資　利益剰余金
③ １株当たり配当額　45,728円
④ 基準日　平成31年3月31日
⑤ 効力発生日　令和 元年6月27日

（リース取引関係）

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第33期（平成30年3月31日現在）	第34期（平成31年3月31日現在）
1年内	678,116千円	675,956千円
1年超	1,351,912千円	675,956千円
合計	2,030,029千円	1,351,912千円

（金融商品関係）

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注２）参照）。

第33期(平成30年3月31日現在)

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	54,140,307	54,140,307	－
(2) 有価証券	19,967	19,967	－
(3) 未収委託者報酬	9,770,529	9,770,529	－
(4) 投資有価証券	26,224,167	26,224,167	－
資産計	90,154,972	90,154,972	－
(1) 未払手数料	3,905,670	3,905,670	－
負債計	3,905,670	3,905,670	－

第34期(平成31年3月31日現在)

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	53,969,686	53,969,686	－
(2) 有価証券	1,403,513	1,403,513	－
(3) 未収委託者報酬	9,995,458	9,995,458	－
(4) 投資有価証券	21,353,421	21,353,421	－
資産計	86,722,080	86,722,080	－
(1) 未払手数料	3,990,054	3,990,054	－
負債計	3,990,054	3,990,054	－

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資　産

(1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(4)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負　債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	第33期(平成30年3月31日現在)	第34期(平成31年3月31日現在)
非上場株式	137,160	55,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第33期(平成30年3月31日現在)　（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	54,140,307	－	－	－
未収委託者報酬	9,770,529	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	19,967	13,110,758	8,593,680	68,714
合計	63,930,804	13,110,758	8,593,680	68,714

第34期(平成31年3月31日現在)　（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	53,969,686	―	―	―
未収委託者報酬	9,995,458	―	―	―
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,403,513	9,358,708	5,874,634	90,573
合計	65,368,659	9,358,708	5,874,634	90,573

（有価証券関係）

1.子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2.その他有価証券

第33期(平成30年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	18,599,111	16,040,884	2,558,227
	小計	18,599,111	16,040,884	2,558,227
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	7,645,023	8,062,990	△417,966
	小計	7,645,023	8,062,990	△417,966
合計		26,244,135	24,103,874	2,140,260

第34期(平成31年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	14,744,545	12,559,380	2,185,164
	小計	14,744,545	12,559,380	2,185,164
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	8,012,389	8,573,551	△561,161
	小計	8,012,389	8,573,551	△561,161
合計		22,756,935	21,132,932	1,624,002

3.売却したその他有価証券

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	8,169,769	516,394	105,903
合計	8,169,769	516,394	105,903

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	140,240	58,440	－
債券	－	－	－
その他	5,222,594	443,338	135,399
合計	5,362,834	501,778	135,399

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について102,096千円（その他有価証券のその他102,096千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について62,310千円（その他有価証券のその他62,310千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第33期 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）	第34期 （自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）
退職給付債務の期首残高	3,649,089 千円	3,729,252 千円
勤務費用	184,120	193,531
利息費用	27,829	24,351
数理計算上の差異の発生額	56,895	△15,898
退職給付の支払額	△188,683	△218,947
過去勤務費用の発生額	－	－
退職給付債務の期末残高	3,729,252	3,712,289

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第33期 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）	第34期 （自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）
年金資産の期首残高	2,698,738 千円	2,723,393 千円
期待運用収益	48,080	48,664
数理計算上の差異の発生額	47,759	△4,606
事業主からの拠出額	102,564	102,564
退職給付の支払額	△173,748	△203,077
年金資産の期末残高	2,723,393	2,666,937

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	3,374,562 千円	3,125,760 千円
年金資産	△2,723,393	△2,666,937
	651,168	458,822
非積立型制度の退職給付債務	354,690	586,529
未積立退職給付債務	1,005,858	1,045,351

未認識数理計算上の差異	△ 169,893	△ 114,968
未認識過去勤務費用	△ 550,128	△ 484,766
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	285,836	445,616

退職給付引当金	720,536	860,851
前払年金費用	△434,700	△415,234
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	285,836	445,616

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第33期 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）	第34期 （自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）
勤務費用	184,120 千円	193,531 千円
利息費用	27,829	24,351
期待運用収益	△48,080	△48,664
数理計算上の差異の費用処理額	47,053	43,633
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	4,780	5,986
確定給付制度に係る退職給付費用	281,066	284,199

（注）「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額等です。

(5)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
債券	62.2 %	63.9 %
株式	34.7	33.2
その他	3.1	2.9
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
割引率	0.069～0.67%	0.035～0.49%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度142,105千円、当事業年度144,712千円であります。

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	445,379千円	436,050千円

投資有価証券評価損	223,512	223,821
未払事業税	135,805	109,109
賞与引当金	277,468	275,927
役員賞与引当金	12,235	19,428
役員退職慰労引当金	57,431	44,185
退職給付引当金	220,628	263,592
減価償却超過額	13,690	157,741
委託者報酬	257,879	264,398
長期差入保証金	23,262	31,721
時効後支払損引当金	78,035	75,866
連結納税適用による時価評価	200,331	148,858
その他	82,168	71,320
繰延税金資産　小計	2,027,829	2,122,023
評価性引当額	—	—
繰延税金資産　合計	2,027,829	2,122,023
繰延税金負債		
前払年金費用	△133,105	△127,144
連結納税適用による時価評価	△1,382	△1,320
その他有価証券評価差額金	△655,348	△497,269
その他	△4	△108
繰延税金負債　合計	△789,840	△625,842
繰延税金資産の純額	1,237,989	1,496,180

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第33期（平成30年3月31日現在）及び第34期（平成31年3月31日現在）
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）
[セグメント情報]
第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）及び第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]
第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）及び第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）
1.製品及びサービスごとの情報
単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報
（1）営業収益
投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。
（2）有形固定資産
本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報
投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1.関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注4）	科目	期末残高（注4）
親会社	㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513百万円	銀行持株会社業	被所有間接100.0%	連結納税	連結納税に伴う支払（注1）	3,851,587千円	その他未払金	3,850,734千円
親会社	三菱UFJ信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	被所有直接51.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注2） 投資助言料（注3）	5,528,131千円 664,152千円	未払手数料 未払費用	665,262千円 348,142千円
主要株主	㈱三菱東京UFJ銀行（注5）	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	被所有直接15.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注2）	5,852,112千円	未払手数料	921,796千円

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注4）	科目	期末残高（注4）
親会社	㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513百万円	銀行持株会社業	被所有間接100.0%	連結納税	連結納税に伴う支払（注1）	3,216,517千円	その他未払金	3,217,341千円
親会社	三菱UFJ信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	被所有直接100.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注2） 投資助言料（注3）	5,298,064千円 695,834千円	未払手数料 未払費用	671,568千円 365,510千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

２．投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
３．投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
４．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。
５．㈱三菱東京UFJ銀行は、平成30年４月１日付で、㈱三菱UFJ銀行に行名を変更しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注4）	科目	期末残高（注4）
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注2）	6,263,571千円	未払手数料	907,290千円

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注4）	科目	期末残高（注4）
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし（注1）	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注2）	4,629,670千円	未払手数料	734,633千円
						取引銀行	コーラブル預金の預入（注3）	20,000,000千円	現金及び預金	20,000,000千円
							コーラブル預金に係る受取利息（注3）	1,578千円	未収収益	1,578千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注2）	6,152,016千円	未払手数料	962,840千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)１．㈱三菱UFJ銀行は、平成30年４月２日付で、保有する当社株式のすべてを㈱三菱UFJフィナンシャル・グループに対して現物配当しております。その結果、㈱三菱UFJ銀行は当社の主要株主から同一の親会社を持つ会社に該当することとなりました。
なお、㈱三菱UFJフィナンシャル・グループは、同日付で、取得した当社株式のすべてを会社分割の方法により三菱UFJ信託銀行㈱に対して承継させております。
２．投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
３．預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年で

あります。
４．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記
株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

	第33期 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）	第34期 （自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）
１株当たり純資産額	393,935.45円	384,107.08円
１株当たり当期純利益金額	53,652.87円	45,571.50円

（注）1．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第33期 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）	第34期 （自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）
当期純利益金額　（千円）	11,351,928	9,642,064
普通株主に帰属しない金額　（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	11,351,928	9,642,064
普通株式の期中平均株式数　（株）	211,581	211,581

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。
①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

５【その他】

①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

①名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
②資本金の額：324,279百万円（2019年３月末現在）
③事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

①名称	②資本金の額 （2019年３月末現在）	③事業の内容
楽天証券株式会社	7,495　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

（２）販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

３【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2019年9月末現在）
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。
（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が３%以上のものを記載しています。

第３【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2019年 6月10日	有価証券届出書
2019年 6月10日	有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

令和元年6月26日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青　木　裕　晃	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊　藤　鉄　也	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

令和１年10月16日

三 菱 Ｕ Ｆ Ｊ 国 際 投 信 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大畑　茂　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　和田　渉　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・グロースファンドの平成31年３月12日から令和１年９月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・グロースファンドの令和１年９月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

令和１年10月16日

三 菱 Ｕ Ｆ Ｊ 国 際 投 信 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大畑　茂　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　和田　渉　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・バリューファンドの平成31年３月12日から令和１年９月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・バリューファンドの令和１年９月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

令和１年10月16日

三 菱 Ｕ Ｆ Ｊ 国 際 投 信 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大畑　茂　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　和田　渉　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・ブレンドファンドの平成31年３月12日から令和１年９月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ スタイルセレクト・ブレンドファンドの令和１年９月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

令和１年10月16日

三 菱 Ｕ Ｆ Ｊ 国 際 投 信 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大畑　茂　印

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　和田　渉　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＢＷマネープールファンドの平成31年３月12日から令和１年９月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＢＷマネープールファンドの令和１年９月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。